# 有価証券報告書

(証券取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成18年4月1日

(第8期) 至 平成19年3月31日

イー・アクセス株式会社

## 有価証券報告書

- 1 本書は証券取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条 の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書の添付書類は含まれておりませんが、監査報告書は末尾に綴じ込んでおります。

イー・アクセス株式会社

## 目 次

長紙】			1
有一部	Ī	【企業情報】	2
第1		【企業の概況】	2
	1	【主要な経営指標等の推移】	2
	2	【沿革】	5
	3	· - 【事業の内容】	6
	4	【関係会社の状況】	7
	5	【従業員の状況】	7
第2	ı	【事業の状況】	9
	1	【業績等の概要】	9
	2	【生産、受注及び販売の状況】1	11
	3	【対処すべき課題】1	12
	4	【事業等のリスク】1	18
	5	【経営上の重要な契約等】2	2
	6	【研究開発活動】2	22
	7	【財政状態及び経営成績の分析】2	2
第3	ı	【設備の状況】2	2!
	1	【設備投資等の概要】2	2!
	2	【主要な設備の状況】2	2!
	3	【設備の新設、除却等の計画】2	2(
第4		【提出会社の状況】2	27
	1	【株式等の状況】2	27
	2	【自己株式の取得等の状況】5	5;
	3	【配当政策】5	54
	4	【株価の推移】5	54
	5	【役員の状況】5	5!
	6	【コーポレート・ガバナンスの状況】5	58
第5		【経理の状況】6	32
	1	【連結財務諸表等】6	33
		(1) 【連結財務諸表】	33
		(2) 【その他】 10	)(
	2	、, 【財務諸表等】10	)7
		(1) 【財務諸表】 10	)7
		、/ (2) 【主な資産及び負債の内容】 13	
		(3) 【その他】	32
第6		、 、提出会社の株式事務の概要】13	
第7			
	1	【提出会社の親会社等の情報】13	
	2	【その他の参考情報】	
合一立7	_	【提出会社の保証会社等の情報】13	

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 証券取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

**【提出日】** 平成19年6月28日

【事業年度】 第8期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

【会社名】 イー・アクセス株式会社

【英訳名】 eAccess Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 安井 敏 雄

【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門二丁目10番1号 新日鉱ビル

【電話番号】 03 3588 7200

【事務連絡者氏名】 常務執行役員兼経理本部長 山 中 初

【最寄りの連絡場所】 東京都港区虎ノ門二丁目10番1号 新日鉱ビル

【電話番号】 03 3588 7200

【事務連絡者氏名】 常務執行役員兼経理本部長 山 中 初

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

## 第1【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

## (1) 連結経営指標等

回次		第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月		平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月
売上高	(百万円)				60,353	56,250
経常利益又は 経常損失( )	(百万円)				7,531	1,564
当期純利益	(百万円)				5,020	909
純資産額	(百万円)				34,543	108,222
総資産額	(百万円)				194,174	237,837
1 株当たり純資産額	(円)				24,281.66	21,386.61
1 株当たり当期純利益	(円)				3,661.19	631.82
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)				3,089.10	306.25
自己資本比率	(%)				17.8	13.1
自己資本利益率	(%)				15.9	2.8
株価収益率	(倍)				24.9	123.9
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)				17,186	1,404
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)				9,003	20,335
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)				45,401	24,010
現金及び現金同等物 の期末残高	(百万円)				158,654	160,926
従業員数 (外、平均臨時雇用者数	•	<b>ヘナ</b> わ <i>て</i> わけ+4			492 (458)	660 (1,043)

- (注) 1 売上高には消費税等は含まれておりません。
  - 2 第7期より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。
  - 3 純資産額の算定にあたり、平成19年3月期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」 (企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
  - 4 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数(派遣社員、業務委託社員)は、( )外数で記載しております。

#### (2) 提出会社の経営指標等

回次		第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月		平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月
売上高	(百万円)	20,276	38,143	57,907	60,353	55,984
経常利益又は 経常損失( )	(百万円)	5,295	2,724	8,068	9,388	11,378
当期純利益又は 当期純損失( )	(百万円)	5,579	2,356	9,352	6,334	6,628
持分法を適用した場合の 投資利益	) (百万円)					
資本金	(百万円)	10,528	13,670	15,244	16,403	17,034
発行済株式総数	(株)	160,393	257,464	1,364,940	1,422,605	1,455,745
純資産額	(百万円)	5,487	15,963	28,476	35,517	38,229
総資産額	(百万円)	42,583	49,202	134,990	142,505	139,572
1 株当たり純資産額	(円)	312,662.17	62,000.51	20,862.78	24,966.02	26,259.87
1株当たり配当額 (内、1株当たり 中間配当額)	(円) (円)	( )	( )	1,200 ( )	1,300 ( )	1,800 (900)
1株当たり当期純利益 又は当期純損失( )	(円)	123,974.69	17,509.57	7,084.09	4,619.42	4,604.66
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)		9,820.60	5,844.59	3,897.60	3,987.15
自己資本比率	(%)	12.9	32.4	21.1	24.9	27.4
自己資本利益率	(%)		22.0	42.1	19.8	18.0
株価収益率	(倍)		26.4	12.8	19.7	17.0
配当性向	(%)			16.9	28.1	39.1
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	1,613	12,732	23,902		
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	9,953	4,053	8,514		
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	8,112	1,693	70,987		
現金及び現金同等物 の期末残高	(百万円)	11,411	18,396	104,770	_	
従業員数 (外、平均臨時雇用者数	) (名)	236 (276)	265 (257)	395 (316)	332 (416)	291 (407)

- (注) 1 売上高には消費税等は含まれておりません。
  - 2 「持分法を適用した場合の投資利益」については、第6期以前は関連会社がないため、また、第7期以 降は連結財務諸表を作成しているため記載しておりません。
  - 3 純資産額の算定にあたり、平成19年3月期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」

(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

- 4 平成16年9月21日付をもって、額面株式1株を額面株式5株に分割しております。
- 5 平成17年3月期の1株当たり配当額1,200円には、東証一部上場記念配当200円を含んでおります。
- 6 平成19年3月期第2四半期より、四半期配当を実施しております。
- 7 第4期の「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。
- 8 第4期の「株価収益率」については、当社株式は非上場、非登録であり、市場性がなかったため記載しておりません。
- 9 第7期より連結財務諸表を作成しているため、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。
- 10 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数(派遣社員、業務委託社員)は、( )外数で記載しております。子会社イー・モバイルに対し、第7期に151名、第8期に369名を専任出向させております。

#### 2 【沿革】

- 平成11年11月 イー・アクセス株式会社(本店所在地:東京都港区虎ノ門三丁目8番21号虎ノ門33森ビル)設立 (資本金3,000万円)
- 平成11年12月 一般第二種電気通信事業の届出番号(A 113514)を取得
- 平成12年4月 NTT電話交換局2局にてADSL試験サービスを開始(青山局・三田局)
- 平成12年5月 大阪市北区に関西支社設置。関西地区でADSLサービスを開始。
- 平成12年8月 新事業創出促進法の認定を取得(注)1
- 平成12年9月 第一種電気通信事業の許可番号(第264号)を取得
- 平成12年10月 無料試験サービスを終了し、有料サービスを開始
- 平成13年6月 名古屋市中区に名古屋支店を設置。愛知県内でADSLサービスを開始。
- 平成13年7月 電気通信基盤充実臨時措置法の認定を取得(注)2
- 平成13年8月 光ファイバー・バックボーン・ネットワークの運用を開始
- 平成13年11月 8 Mbps ADSLサービス(G.dmt、Annex C規格)を開始
- 平成14年2月 マイクロソフト株式会社との提携によるインターネット電話サービスを開始
- 平成14年6月 日本テレコム株式会社より個人向けADSL回線事業譲受を実施
- 平成14年10月 「ADSLプラス」12Mbps ADSLサービス(G.dmt、Annex C規格)を開始
- 平成15年3月 IP電話事業者との提携によるIP電話の商用サービスを開始
- 平成15年7月 1 Mbps ADSLサービス(G.dmt、Annex C規格)を開始
- 平成15年7月 「ADSLプラスII」24Mbps ADSLサービス(G.dmt、Annex I規格)を開始
- 平成15年10月 東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場
- 平成15年11月 「ADSLプラスQ」40Mbps ADSLサービス(Quadspectrum採用)を開始
- 平成15年11月 法人向けIP-VPNサービスへADSL回線の提供を開始
- 平成16年7月 AOLジャパン株式会社よりISP事業の営業譲受を実施
- 平成16年8月 最大通信速度47MbpsのADSLサービスを開始
- 平成16年11月 最大通信速度50MbpsのADSLサービスを開始
- 平成16年11月 東京証券取引所市場第一部に市場変更
- 平成17年1月 子会社イー・モバイル株式会社を設立
- 平成17年5月 1.7GHz帯における国内初のW-CDMA実証実験を東京都内で開始
- 平成17年11月 子会社イー・モバイル株式会社が総務省より1.7GHz帯におけるW-CDMAでの本免許を取得
- 平成18年5月 子会社イー・モバイル株式会社が3.600億円超の事業資金を確保
- 平成18年8月 プライバシーマークの認証を取得
- 平成19年2月 子会社株式会社カルティブを設立
- 平成19年3月 子会社イー・モバイル株式会社が東京都23区、名古屋市、京都市、大阪市でHSDPA通信サービス 『EMモバイルブロードバンド』を開始
- (注) 1 新たな事業分野の開拓を図る事業者を支援するために設けられた促進法で、認定事業者はストックオプション制度の特例、債務保証、低利融資制度等の支援を受けることができます。
  - 2 電気通信分野における技術革新を促すために設けられた措置法で、認定事業者は低利融資制度、優遇税制、債務保証等を受けることができます。

#### 3 【事業の内容】

当社グループは、当社、連結子会社3社(イー・モバイル株式会社 、株式会社カルティブ、CV1 投資事業有限責任組合)、及び非連結子会社1社により構成されており、国内においてADSLを中心 としたインターネット接続サービス等を提供している「ADSL・ISP事業」、及びモバイル・ブロード バンド通信サービスを提供する「モバイル事業」を主な事業内容としております。

当社グループの事業における位置付け及び事業の種類別セグメントとの関連は、次のとおりであります。

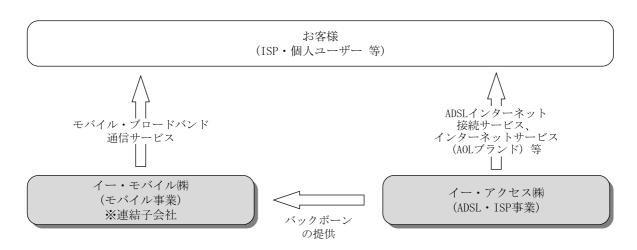
#### ADSL・ISP事業

当社は主に提携ISPに対してADSL回線を卸売り(ホールセール)する事業構造をとっており、ADSL事業者としてISPを通じてお客様にADSL回線を提供する形態をとっています。また、米 AOL LLCと提携し、AOLプランドのISPサービスを日本で展開しております。その他、当社はイー・モバイルに対し、既存の通信ネットワークを活用したバックボーンの提供を行っております。

#### モバイル事業

連結子会社のイー・モバイルは、平成17年1月に設立され、同年11月に1.7GHz周波数帯域の携帯電話事業免許の認可を受けました。平成19年3月31日に、携帯電話市場へ13年ぶりの新規参入事業者として、戦略的端末EM・ONE及びデータカードによるデータ通信サービスを開始いたしました。音声サービスにつきましては、平成20年3月期の開始を予定しております。

事業系統図は、次のとおりであります。



「第5 経理の状況の重要な後発事象 1.子会社株式の売却及び重要な連結範囲の変更」に記載のとおり、イー・モバイルは平成19年5月31日に連結子会社から持分法適用関連会社に異動しております。

#### 4 【関係会社の状況】

関係会社の状況は、次のとおりであります。

(平成19年3月31日現在)

名称	住所	資本金又 は出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) イー・モバイル株式会社 (注) 1 、 2 、 3 、 4	東京都港区	71,754	モバイル事業	43.5	モバイル・ブロードバンド通信サービス提供 における事業連携及び 取締役 4 名及び監査役 1 名の兼任
(連結子会社) 株式会社カルティブ	東京都 港区	45	投資事業組合の 運営及び管理等	51.0	取締役2名及び監査役 1名の兼任
(連結子会社) CV 1 投資事業有限責任組合 (注) 5	東京都港区	396	投資事業組合	75.8 (0.8)	将来の協業を見込んだ ベンチャー企業への投 資

- (注)1 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。
  - 2 持分は100分の50以下でありますが、実質的に支配しているため子会社としております。
  - 3 特定子会社に該当しております。
  - 4 「第5 経理の状況の重要な後発事象 1.子会社株式の売却及び重要な連結範囲の変更」に記載のとおり、平成19年5月31日に連結子会社から持分法適用関連会社に異動しております。
  - 5 議決権の所有割合欄の(内書)は間接所有であります。

#### 5 【従業員の状況】

#### (1) 連結会社における状況

(平成19年3月31日現在)

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(名)
ADSL・ISP事業	196 (386)
モバイル事業	347 (621)
全社(共通)	117 (36)
合計	660 (1,043)

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数(派遣社員、業務委託社員)は、年間平均人員数を()外数で記載しております。前連結会計年度末に比較して、モバイル事業において従業員数が187名、臨時雇用者数が551名、それぞれ増加しておりますが、商用サービス開始のための増員によるものであります。

#### (2) 提出会社の状況

(平成19年3月31日現在)

従業員数(名) 平均年齢(歳)		平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
291 (407)	33.7	3.3	6,594,016

- (注) 1 従業員数は就業人員数であり、当社への出向者2名を含み、当社から子会社イー・モバイルへの専任出向者369名及び他社への出向者2名を除いております。前事業年度末と比較して従業員数が41名減少しておりますが、主に営業部門の一部機能が子会社イー・モバイルへ移管されたことによります。臨時雇用者数(派遣社員、業務委託社員)は、年間平均人員数を()外数で記載しております。
  - 2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

## (3) 労働組合の状況

当社グループでは労働組合は結成されておりませんが、労使関係は安定しております。

## 第2 【事業の状況】

#### 1 【業績等の概要】

#### (1) 業績

当連結会計年度におけるわが国の経済は、企業業績の拡大や雇用環境の改善など、引き続き景気は堅調に推移しました。

わが国におけるブロードバンドサービス市場は順調に成長を続けており、光(FTTH)サービスの普及が進みつつある中、DSLサービスは料金、速度、導入の容易さ等が好評を博し、引き続きブロードバンドサービスの中心を担っております。また、携帯電話市場においては、携帯端末向けデジタル放送(ワンセグ放送)の開始による通信と放送の融合や、モバイルナンバーポータビリティ(MNP)制度の導入等により、事業者間の競争は一層高まってきております。

このような状況の下、当社グループにおきましては、現在の基盤事業であるADSL回線のホールセール及びAOLブランドによるISPサービスを中心としたADSL・ISP事業において、解約抑止策強化による顧客維持、低速サービスの提供などによる固定電話ユーザーやダイヤルアップユーザーの獲得等を最重要施策と位置づけ、契約者の獲得に取り組んでおります。またモバイル事業においては、平成18年5月までに実施された連結子会社であるイー・モバイル株式会社の第三者割当増資により、銀行借入枠の設定と合わせ総額360,000百万円超の資金を確保し、無線ネットワークの構築や販売チャネルの構築、業務系システムの開発や端末の開発等の準備を進め、平成19年3月31日より戦略的端末EM・ONE及びデータカードによるデータ通信サービスを開始いたしました。

以上の結果、当連結会計年度における当社グループの売上高は56,250百万円(前年同期比4,103百万円、6.8%の減少)、営業利益は1,049百万円(前年同期比8,326百万円、88.8%の減少)、経常損失は1,564百万円(前年同期は経常利益7,531百万円)、当期純利益は909百万円(前年同期比4,110百万円、81.9%の減少)となりました。

当連結会計年度の事業の種類別セグメントの業績は、次のとおりであります。

#### ADSL・ISP事業

前期に引き続き、移転や回線クラス変更に伴う手数料の無料化、サービスメニューの拡充やカスタマーサポートの充実化に加え、平成18年6月からは3Mbpsサービスから5Mbpsサービスへの自動アップグレードを実施するなど、解約抑止策の強化を図っております。また、新12Mbpsサービスなどの低料金サービスを導入し、ナローバンドユーザーのADSLへの移行を促進いたしました。更に、AOLブランドのISPサービスについては、引き続きブロードバンド化の推進やコスト管理の徹底により、利益体質の強化を図りました。また、当社は、平成18年12月より、モバイル事業を行うイー・モバイルに対して通信ネットワークのバックボーンの提供を開始しました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は55,984百万円と前年同期比7.2%の減少となったものの、営業利益は12,532百万円と前年同期に比べ862百万円(7.4%)の増益となり、収益性が向上しました。な

お、平成19年3月末現在のADSL契約者数は192.5万(AOLのISPサービス契約者数を加えた総契約者数は215.5万)となっております。

#### モバイル事業

平成17年11月に1.7GHz周波数帯域の携帯電話事業免許の認可を受け、W-CDMA方式及び最先端のHSDPA 通信技術を駆使した3G/3.5Gサービスの開始に向けて、世界最大の移動体通信網サプライヤーであるエリクソン社及び次世代通信技術に強みを持つHuawei Technologies社とともに、無線ネットワークの構築を精力的に進めました。また、業務系システムや携帯端末の開発、データセンターや地方事務所の開設、ADSL・ISP事業で築いた家電量販店との強固なパートナーシップを中心とする販売チャネルの構築など、サービス開始に向けた様々な準備を進め、平成19年3月31日より戦略的端末EM・ONE及びデータカードによるデータ通信サービスを開始いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は520百万円となりました。同年3月からのサービス開始であったため、前年度の売上高はありません。また、事業立ち上げコストの増加により、当連結会計年度の営業損失は前年同期に比べ9,172百万円(399.7%)増加し、11,467百万円となりました。

#### (2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比べ2,272百万円増加 し、160,926百万円となりました。各キャッシュ・フローの状況とその要因は次のとおりです。

#### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、前年同期に比べ18,589百万円支出が増加し、1,404百万円のマイナスとなりました。主な収入要因は、減価償却費の計上8,286百万円及びモバイル事業のサービス開始に伴う買掛金の増加4,510百万円であります。主な支出要因は、法人税等の支払5,798百万円、モバイル事業のサービス開始に伴う棚卸資産の増加3,671百万円であります。

#### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは前年同期に比べ11,332百万円支出が増加し、20,335百万円のマイナスとなりました。主な支出要因は、ADSL・ISP事業のサービスエリア拡大に伴う通信設備の購入やモバイル事業の基地局建設に伴う有形固定資産の取得15,886百万円、及びモバイル事業の顧客管理システム投資に伴う無形固定資産の取得3,087百万円であります。

#### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、前年同期に比べ21,391百万円収入が減少し24,010百万円のプラスとなりました。主な収入要因は、イー・モバイルの第三者割当増資による少数株主への株式の発行34,223百万円であります。主な支出要因は、リース債務の返済3,258百万円、長期借入金の返済3,200百万円及び配当金の支払3,743百万円であります。

#### 2 【生産、受注及び販売の状況】

## (1) 生産実績

当社グループは、サービスの提供にあたり製品の生産を行っていないため、生産実績について記載すべき事項はありません。

#### (2) 受注実績

当社グループは、受注生産を行っていないため、記載すべき事項はありません。

## (3) 販売実績

当連結会計年度の販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)			
	金額(百万円)	前年同期比(%)		
ADSL・ISP事業	55,984	7.2		
モバイル事業	520			
消去	254			
合計	56,250	6.8		

## (注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先		計年度 - 4月1日 - 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)					
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)				
KDDI株式会社	26,678	44.2	26,867	47.8				
ソフトバンクテレコム 株式会社	8,053	13.3	6,630	11.8				
ニフティ株式会社	6,451	10.7	6,029	10.7				

<sup>(</sup>注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### 3 【対処すべき課題】

#### (1) 対処すべき課題

当社グループでは、現在の中核事業であるADSL・ISP事業や、携帯電話市場へ新規参入するモバイル事業において、販売代理店や提携ISPとの協力関係の維持・強化、顧客情報管理の徹底、顧客満足度の向上に向けたサービス品質の向上等を図りつつコスト削減に努めるなど、収益性重視の経営に基づき事業拡大を図ってまいります。携帯電話市場においては、モバイル・ブロードバンドの普及に向けた取り組みを積極的に行い、更なる事業領域の拡大、企業価値の最大化を図ってまいります。

具体的には、以下の項目を対処すべき課題として取り組んでまいります。

#### 提携ISP及び販売代理店との連携強化

当社グループは、モバイル通信事業者として、またAOLブランドのISP事業者として独自の販促活動を行うとともに、ISPに対するホールセール事業者として、提携ISPと共同でキャンペーンなどの販促活動を行うことで、新規契約者を獲得しております。また、当社グループ独自の販売チャネルとして、家電量販店に独自のブースを設置し、PC等家電商品とのセット販売を行うこと等で新規契約者を獲得しております。当社グループはこれら提携先との連携を強化し効果的な販売活動を行うことで、契約者あたりの獲得コストを抑制しつつ新規契約者の獲得に努めてまいります。

#### 顧客満足度の向上

当社グループの顧客には、ADSLサービスやAOLのISPサービス、モバイル・プロードバンド通信サービスの契約者だけでなく、当社グループとの提携ISPや販売代理店も含まれます。今後も契約者数を維持、拡大するためには、顧客満足度を向上させ、提携ISPや販売代理店を含めた顧客の信頼を得ることが重要であると考えます。当社グループは、ネットワーク監視体制の強化やカスタマーサポートの向上、サービスエリアやサービスメニューの拡充等を通じて、顧客満足度の向上に努めてまいります。

#### 個人情報管理の強化

当社グループは顧客の個人情報を取り扱っており、これらを適切に管理、保護することが当社グループの社会的責務と考えております。当社グループでは、情報セキュリティを恒常的に推進、管理、監督するための組織である「情報管理センター」が中心となって顧客データへのアクセス手順の厳格化、高セキュリティエリアへの入室制限、社内ネットワークへのセキュリティソフトウェアの導入等に加え、セキュリティポリシーや関係規程の整備及び運用を行っております。これらの取り組みの結果、当社における個人情報管理体制が確立されていることを第三者機関によって証明するプライバシーマークの認証を、平成18年8月に取得いたしました。当社グループは今後も、個人情報管理が社員全員の重要な責務であることを認識し、引き続き情報の適正な取扱いと慎重な管理を進めてまいります。

#### コスト競争力の強化

顧客にとって魅力的な料金設定によるサービスを行い、将来の積極的な事業展開を推進するために は、コストを抑え低価格でも利益を出せる体質の構築・強化が必要となります。当社グループでは、 ADSL・ISP事業において提携ISPや販売代理店との連携強化による契約者獲得コストの抑制、需要に応じた効率的な設備投資の実施、独自の光IPバックボーン網の運用効率向上によるネットワークコストの抑制等を推進してまいります。モバイル事業においては、国際基準に準拠した技術や最新の小型基地局の導入により開発や基地局設置に係るコストを抑制し、ADSL・ISP事業とのネットワークの共有により設備投資やランニングコストを抑制するなど、様々な面でコスト競争力の強化を図りつつ、事業展開に向けた取り組みを行ってまいります。

#### 今後の事業展開

今後のブロードバンド市場拡大の牽引役として、現状ではADSLサービスの普及が中核となっておりますが、中長期的には技術革新や付加価値サービスの多様化等に伴うブロードバンド環境の変化により、更なるブロードバンドアクセスサービスの普及が進むものと思われます。このような流れの中、当社グループは新たな事業機会創造への取り組みとして、2.5GHz周波数帯域におけるMobile WiMAXの事業化に向けた準備を進めております。当社グループは、ブロードバンド利用者の利便性向上のため、Mobile WiMAX 1の特長であるモビリティを最大限活かすことで固定とモバイル通信の垣根をなくすこと、また、業界全体の成長のため、端末機器、コンテンツ、アプリケーション等においてオープンなプラットフォームによる新たなビジネスを創出することを目指しております。現在は、総務省が主催する公聴会等に参加するなど、2.5GHz周波数帯域における事業免許取得に向け、着実に準備を進めており、今後発表される総務省の免許方針案に沿った形での参入を検討してまいります。これらの取り組みにより、当社グループは、ブロードバンドをどこでもシームレスに利用できる社会を実現するための取り組みを積極的に行ってまいります。

#### 1 Mobile WiMAX(IEEE 802.16e-2005):

IEEE802.16規格はIEEE(米国電気電子学会)で標準化されている無線通信の標準規格。固定通信向けに2004年6月に標準化されたIEEE802.16-2004(WiMAX)は、1台のアンテナで半径約50km(30マイル)をカバーし、最大で約70Mbpsの通信が可能。更にモビリティをサポートした規格IEEE802.16e-2005(Mobile WiMAX)が2005年12月に標準化されています。現在、日本では総務省の諮問機関である情報通信審議会にて2.5GHz帯におけるMobile WiMAXの技術的条件を検討中であり、作業班での検討終了後に免許方針の策定を経て事業者選定が行われる予定です。

「WiMAX」(World Interoperability for Microwave Access)は業界団体WiMAX Forumによる 愛称。

#### (2) 株式会社の支配に関する基本方針

#### 基本方針の内容

当社株式は広く市場で取引されていることから、当社の株式を大量に取得し当社の経営に関与 (以下「買収」といいます。)しようとする株主又は潜在的株主(以下あわせて「買収者」といい ます。)が出現することは、それが企業価値の向上に資する限りにおいて何ら否定すべきことでは ありません。 一方で、買収が行われる場合には株主の利益が優先されるべきところ、一般株主が買収の是非、 すなわちその買収が企業価値の向上に資するか否かの検討を行うための十分な情報や時間が必ずし も十分に提供されていない場合が見受けられます。また、 構造上強圧的な買収など濫用的な買収 が行われたような場合には、少数株主は、買収に応じざるを得ないような状況に追い込まれる危険 性があり、このような状況では株主は適切な判断を行うことができないと考えております。

当社にとって最大化すべき企業価値とは、株主の利益そのものであり、その実現のためには少数 株主や消費者、当社従業員その他のステークホルダーの利益に配慮しつつ、電気通信事業に要求さ れる公共性と経営の効率性との両立を継続的に果たしていかねばならないと考えております。

これらの事情を勘案した結果、当社に対する濫用的な買収等によって当社の企業価値が不当に害されることを未然に防止し、当社に対する買収等の提案がなされた場合には、当該買収提案の妥当性について、また場合によっては当該買収提案に対して当社が提示する代替案について、企業価値最大化の観点から十分な検討を行うための情報と時間を確保することが当社企業価値の最大化に資すると考えております。

#### 基本方針実現のための取組みの内容

当社は、上記基本方針に沿って、当社の企業価値最大化を達成するための合理的な手段として用いることを目的として信託型防衛策(以下「本信託型ライツプラン」といいます。)を導入し、導入時点において第1回企業価値向上新株予約権(eAccess Rights Plan #1)を発行致しました。

#### (ア) 防衛策の発動、解除及び維持の条件

#### (本信託型ライツプランの仕組みの概要)

当社は、有限責任中間法人ミナト・ライツマネジメントを割当先として、下記の内容の第1回企業価値向上新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)を発行し、同中間法人は、発行を受けた後直ちに、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として、本新株予約権の全部を信託譲渡しました。

この信託における受益者は、一定の基準日における当社株主(ただし、本新株予約権の行使ができない者を除きます。)であり、一定の要件が満たされた場合には、信託契約に基づき、本新株予約権を表象する新株予約権証券が、受益者の基準日現在の保有株式数に応じて交付されます。

新株予約権証券の交付を受けた株主は、行使条件を満たす限りにおいて、定められた手続に沿って本新株予約権を行使し、当社普通株式の発行を受けることができます。

発動及び消却までのプロセスの詳細は以下のとおりです。

### (発動のプロセス)

本新株予約権の行使期間中に、ある者が特定株式保有者(下記の定義参照)に該当したことを当社の取締役会が認識し、かつ、公表した場合、当社の社外取締役全員で構成される企業価値向上検討委員会を組織し、同委員会が、本新株予約権を消却するべきか否かを下記の「(発動の基準)」で判断する。企業価値向上検討委員会の決議は、社外取締役の3分の1以上かつ3名以上の委員が出席する会議において、出席する委員の過半数の賛成により決議を行う。企業価値向上検討委員会が、新株予約権の発行日以降、行使要件(下記参照)が成就するまでの間に、本新株予

約権を消却すべきとの決議を行った場合には、当社は、取締役会の決議をもって、本新株予約権の全部を一斉に無償で消却しなければならない。

#### (発動の基準)

当社に対する買収等の提案があった場合に、本新株予約権を消却するべきか否かを判断するにあたっては、当該提案の具体的内容(買収等の目的、買収等の方法(構造的に強圧的な買収等ではないか、代替策を検討する十分な時間的余裕があるか、株主を誤信させる方法ではないか等)、買収等の対象(全株式かどうか)、対価の種類、対価の金額、当社のステークホルダーの取扱い等)等を考慮する。

#### (新株予約権の行使の条件)

以下の行使期間内に行使要件が満たされた場合でなければ、本新株予約権を行使することができない。ただし、特定株式保有者はいかなる場合であっても本新株予約権を行使することはできない。

「行使期間」とは、平成17年6月23日(木曜日)から平成27年6月22日(月曜日)までとする。 ただし、上記の期間中に、ある者が特定株式保有者に該当したことを当社の取締役会が認識し、 かつ、公表した場合は、上記にかかわらず、当該公表が行われた日の翌日から起算して90日が経 過した日をもって行使期間は終了する。また、当該90日が経過した日が銀行休業日に当たるとき は、翌銀行営業日をもって行使期間は終了する。

「行使要件」とは、ある者が特定株式保有者に該当したことを当社の取締役会が認識し、かつ、 公表した日の翌日から起算して60日が経過することをいう。

また、「特定株式保有者」とは、当社の株券等の保有者、公開買付者、又は当該保有者かつ公開 買付者で、その特別関係者や共同保有者が保有する分と合計して、当社の発行済議決権付株式総 数の5分の1を超える議決権付株式を保有するものをいう。

#### (新株予約権の消却)

企業価値向上検討委員会又は当社取締役会が、買収提案を受け入れたほうが当社の企業価値を向上させる可能性が高いと判断した場合は、取締役会の決議をもって、本新株予約権の全部を一斉に無償で消却しなければならない。

すなわち、この場合、当社は当該買収提案を受け入れることになります。

#### (新株予約権証券の交付)

当該買収提案が企業価値最大化の観点から企業価値を毀損する可能性が高いと企業価値向上検討委員会が判断した場合は、本新株予約権は消却されないこととなるので、当社取締役会が特定株式保有者の出現を認識し、公表した日の翌日から60日が経過した日をもって、新株予約権の行使要件が満たされることとなり、特定株式保有者(関係者を含みます。)以外の全株主は本新株予約権の行使が可能となります。

基準日時点の全株主(特定株式保有者を除きます。)に対して、その所有株式1株につき1個の割合で平等に新株予約権が割り当てられるため、特定株式保有者以外の株主・投資家に希薄化に

よる不測の損害を与えることはありません。また、当社は、基準日における本新株予約権割当対象株主が確定した後は、本新株予約権の消却を行わないこととしており、消却決定の可能性が残ることによる株主の不測の損害のおそれを回避しています。

本新株予約権が行使可能となった場合、その行使価額は、行使可能となる日の直前金曜日までの5連続取引日の終値平均値の5分の1となり、基準日時点の特定株式保有者(関係者を含みます。)以外の全株主に新株予約権証券が配布されます。新株予約権が配布された株主は、それを行使することにより、原則として当社から新株予約権1個につき1.5株の新株の発行を受けます。時価の約5分の1で新株を取得できることとなるため、特定株式保有者以外の株主の多くが新株予約権の行使を行うものと考えられます。前記のとおり、新株予約権の行使期間は、ある者が特定株式保有者に該当したことを当社の取締役会が認識し、公表した日の翌日から起算して60日後から90日後までとなります。

新株予約権が行使されると特定株式保有者の持ち株比率が大きく低下するため、買収者が、持ち 株比率を高めるには、更に資金が必要となります。

#### (株主総会の承認)

当社定款に定めているとおり、当社に対する濫用的な買収等によって当社の企業価値及び少数株主の利益が不当に害されることを未然に防止することを目的とする新株予約権の発行等の敵対的買収防衛策を講じたときは、その後初めて行われる株主総会の決議をもって承認を得なければならず、また、株主総会の承認を得た後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する株主総会において更に同防衛策の存続について承認を得なければならず、その後も同様とされます。

#### (イ) 発動時に株主・投資者に与える影響等

#### (発動時に株主・投資者に与える影響)

本信託型ライツプランは、発動の際に設定される基準日時点の全株主(ただし、特定株式保有者らを除きます。)に対し、その所有株式1株につき1個の割合で新株予約権が割り当てられる仕組みであるため、特定株式保有者ら以外の株主、投資者に希薄化による不測の損害を与えることはありません(ただし、株主・投資者が次の「(発動に伴って必要となる株主の手続)」に従うことが前提となります。)。

#### (発動に伴って必要となる株主の手続)

本信託型ライツプランが発動された場合において、当社株主が行う必要がある手続は次のとおりです。まず、行使要件が成就した後速やかに、本新株予約権の受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社から、基準日時点の株主に対し、本新株予約権の新株予約権証券が送付されます。送付を受けた株主は、行使請求の受付及び払込の取扱いを行う三菱UFJ信託銀行株式会社本店(東京都千代田区丸の内一丁目4番5号)を通じて、本新株予約権を行使することができます。具体的な行使方法(行使場所、行使価額の送金先、郵送等の取扱い等)については、三菱UFJ信託銀行株式会社が新株予約権証券の発送の際に具体的な説明を文書にて行う予定です。

以上のとおり、本信託型ライツプランは、当社への買収提案が行われた時の現経営陣の保身に利用 されるものではなく、またそのように利用できないようにするとともに、当社株主の利益を不当に損 なうこととならないよう最大限の注意を払って制度設計しており、 当社は、本信託型ライツプランが上記「(2) 基本方針の内容」の実現に資する取組みであると考えております。

なお、発行された新株予約権の詳細につきましては、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

#### 4 【事業等のリスク】

当社グループの事業展開上のリスク要因になる可能性があると考えられる主な事項を以下に記載しております。また、必ずしも事業上のリスクに該当しない事項についても、投資判断、あるいは当社グループの事業活動を理解するうえで重要と考えられる事項については、投資家及び株主に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。また、以下の記載は当社株式への投資に関連するリスクをすべて網羅するものではありませんので、この点にご留意下さい。なお、本項においては将来に関する事項の記載が含まれていますが、当該事項は当連結会計年度末現在において判断したものであります。

#### (1) 競合状況について

ADSL市場における競合他社の中には、当社グループに比べ大きな資本力、技術力、販売力等の経営資源、幅広い顧客基盤、高い知名度等を有している企業が存在します。また、今後更に競合他社が増加し、競争が激化する可能性もあります。これら競合他社の中には、当社グループにはない付加価値サービスを提供するもの、当社グループよりも広いエリアでサービスを提供するものがあり、将来においても更に様々な面で当社グループに勝るサービスを提供するものが出てくる可能性があります。こうした競合他社との競争がさらに激化した場合には、当社グループの収益性や販売力が低下し、経営基盤が大幅に弱まる可能性があります。

また、FTTHやケーブルテレビを含む日本のブロードバンド市場において、現時点でADSLの普及が中核となっておりますが、今後FTTHやケーブルテレビ等のサービスの普及が飛躍的に拡大した場合には、当社グループの販売力が低下し、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (2) 取引先との関係について

ISPとの関係

ISPへのADSL回線のホールセールという当社グループの事業構造上、提携ISPの販売活動方針の変更、提携ISPの統合や買収、提携ISPの業績の悪化等によっては、当社グループ業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

当連結会計年度の売上高のうち、上位3社のISPであるKDDI株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ニフティ株式会社の合計で約7割を占めております。今後についても、上記及び上記以外の特定のISPに対する売上高の割合が大きくなる可能性があります。特定のISPへの依存度が高いことにより、そのISPの業績が悪化した場合、またそのISPとの契約が当社グループにとって不利な内容となった場合や契約の継続が困難になった場合などには、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 販売代理店との関係

当社グループサービスを販売する家電量販店等の販売代理店の販促施策や方針の変更によっては、当社グループサービスの販売活動が縮小される等の理由から、当社グループの加入者数が順調に増加しない可能性があります。

#### NTT等他の通信事業者との関係

当社グループは、ADSL設備をNTT電話交換局などに設置し、NTTが保有する電話回線を利用するなど、NTTグループ及びその他通信事業者にサービスの一部を依存しており、何らかの理由によりNTTの設備開放義務等に関する規制の変更や他事業者との契約内容で当社グループに不利な変更等があった場合には、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### (3) 法的規制等の制度的環境について

インターネットに関する主要な法規制は電気通信事業法に基づくものであり、当社グループは総務省へ電気通信事業の登録を行っております。また、平成17年11月にイー・モバイルが総務省より携帯電話事業免許の認可を受けております。しかしながら、何らかの理由により、かかる登録の取消や事業免許の取消等、総務省その他の監督官庁より何らかの行政処分等を受けた場合には、モバイルサービスの事業領域を含めた企業の成長性が制限されるなど、当社グループ事業に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### (4) 個人情報の取扱について

当社グループは顧客の個人情報を取扱っており、様々な手段を講じて情報の適正な取扱いと慎重な管理を進めておりますが、外部からの不正アクセスや社内管理の不手際などにより情報の外部流出等が発生した場合、当社グループへの損害賠償請求や社会的信用の失墜等によって、当社グループの業績に悪影響を与える可能性があります。

#### (5) 携帯電話市場への新規参入について

平成17年11月の事業免許の認可を受けイー・モバイルが平成19年3月に新たに参入した携帯電話市場は、携帯電話向けデジタル放送(ワンセグ)の開始、モバイルナンバーポータビリティ(MNP)の導入など大きな変革期を迎えており、これらが事業者間の競争に与える影響など予想し得ない要素もあり、当社グループの計画どおりの成果が上がらない可能性があります。

イー・モバイルは、事業の立ち上げ段階において無線ネットワーク等の構築や顧客獲得に係る費用などで営業損失が先行することを計画しておりますが、予想し得ない様々な事業環境の変動要素により計画以上に損失が発生し、事業計画を変更せざるを得なくなった場合、当社グループの業績に悪影響を与える可能性があります。

またイー・モバイルは、事業資金の確保のため、平成18年3月に総額220,000百万円、借入期間最長7年の借入枠(コミットメントライン)を設定しております。当該借入契約に関し、同社の保有する全ての主要資産及び当社の保有する全てのイー・モバイル社株式について担保権が設定され、また、財務制限条項及びオペレーティング制限条項が付されております。現時点では借入残高はありませんが、借入実行後これらの制限条項に抵触した場合、イー・モバイルは契約上の全ての債務について期限の利益を喪失し、当社グループの経営全体に重大な影響を及ぼす可能性があります。

#### (6) 今後の事業展開について

当社グループは、既存サービスの売上の増加やコスト削減効果、新サービスの導入により将来的な企業の成長などの可能性があると判断した場合には、事業提携やM&A等についての検討を行っていく方針ですが、提携先の事業や譲受事業が計画通りに進展せず、当社グループが期待する効果があがらない可能性もあり、かかる場合には当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与えるおそれがあります。

また当社は、第5 経理の状況の重要な後発事象 2. 当社におけるデバイス事業部門の設置に記載のとおり、平成19年6月1日に同事業部門を設置し、イー・モバイルより商品開発部門の移管を受け事業を開始しております。同事業部門においては、モバイル通信端末をイー・モバイルに販売するほか、他の通信事業者、ビジネスパートナー、メーカー、コンテンツ・アプリケーション事業者などとの取引を広げ、事業機会が新たに拡大することで、当社の今後の売上高や利益に貢献していくものと考えておりますが、これらの取り組みが計画どおりに進まない場合には、当社グループの業績に悪影響を与える可能性があります。

#### 5 【経営上の重要な契約等】

#### 相互接続協定書

契約の名称	会社名	契約内容	契約期間
相互接続協定書	東日本電信電話 株式会社、西日 本電信電話株式 会社	当社、東日本電信電話株式会社及び 西日本電信電話株式会社の設備を接 続することにより、顧客の通信を行 っております。なお、契約は各社と 個別に締結しております。	契約期間は特に定めておらず、当社から協定解除をする場合は、1年以上前に他の事業者に対し書面で通知することとなっています。
相互接続協定書	ISP事業者(注)	当社、インターネット接続業者間で接続を行うことにより、顧客にインターネットへの接続サービスを提供しております。なお、契約は各社と個別に締結しております。	契約期間は特に定めておらず、ISP 事業者から協定を解除する場合は、 1年以上前にISP事業者から当社に 対し書面で通知することとなってい ます。

(注) KDDI株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、二フティ株式会社 他11社

#### コミットメントライン契約

連結子会社イー・モバイル株式会社は、モバイル事業で必要となる資金を確保するために取引銀行27行と総額220,000百万円、借入期間最長7年の借入枠(コミットメントライン)を設定しております。このコミットメントラインに関し、同社の保有する主要資産及び当社保有の全てのイー・モバイル株式について担保権が設定されており、また、財務制限条項及びオペレーティング制限条項が付されております。

#### ローミングサービスの提供に関する基本合意書

連結子会社イー・モバイル株式会社は、第3世代移動通信サービスに関し、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモのローミングサービスの提供を受けるにあたって、平成18年9月に同社と基本合意書を締結いたしました。これにより、イー・モバイルは、平成20年3月に予定している音声サービスの開始当初から日本全国でサービスの提供が可能となる見込みです。

#### 6 【研究開発活動】

当連結会計年度において当社グループは、平成19年3月のデータ通信サービス及び平成20年3月に予定している音声サービスの開始に向け、携帯端末の開発に取り組みました。また、新たな事業機会の創造に向けての取り組みの一環として、2.5GHz周波数帯域におけるMobile WiMAXの事業免許取得に向け、東京都内における屋外実証実験や、松下電工株式会社と共同でのエリアセキュリティの実験を行い、総務省が主催する公聴会等に参加するなど、着実に準備を進めております。

当連結会計年度においては、総額2,568百万円の研究開発費を計上しておりますが、これらは主に、 モバイル事業における携帯端末の開発に要したものであります。

#### 7 【財政状態及び経営成績の分析】

文中における将来に関する事項は、有価証券報告書提出日(平成19年6月28日)現在において、当 社グループが判断したものであります。

#### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠して作成しております。

この連結財務諸表の作成に当って採用している重要な会計基準は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載されているとおりであります。

当社グループの連結財務諸表の作成において、収益・費用または資産・負債の状況に影響を与える見積りは、過去の実績や入手可能な情報に基づいて合理的に判断しておりますが、これらは不確実性を伴うため、実際の結果とは異なる場合があります。

#### (2) 経営成績の分析

#### 売上高

当連結会計年度における売上高は、56,250百万円(前年同期比4,103百万円、6.8%の減少)となりました。事業のセグメント別にみると、現在の基盤事業であるADSL回線のホールセール及びAOLブランドによるISPサービスを中心としたADSL・ISP事業において、解約抑止策強化による顧客維持、低速サービスの提供などによる固定電話ユーザーやダイヤルアップユーザーの獲得等を最重要施策と位置づけ、契約者の獲得に取り組みました。この結果、平成19年3月末現在のADSL契約者数は192.5万(AOLのISPサービス契約者数を加えた総契約者数は215.5万)となり、前年度末からの純増を維持しております。ADSL・ISP事業の当連結会計年度の売上高は55,984百万円と前年同期比7.2%の減少となりました。売上高の減少は、前年同期に比べADSL契約者数は増えたものの、低価格サービスの契約者数が占める割合が増加し、ARPU(一加入当たり月額売上高)が低下したことによります。

また、モバイル事業については、平成19年3月31日より戦略的端末EM・ONE及びデータカードによるデータ通信サービスを開始した結果、当連結会計年度の売上高は520百万円となりました。

同年3月からのサービス開始であったため、前期の売上高はありません。

#### 営業利益

当連結会計年度の営業利益は1,049百万円(前年同期比8,326百万円、88.8%の減少)となりました。事業のセグメント別にみると、ADSL・ISP事業の営業利益は12,532百万円と前年同期に比べ862百万円(7.4%)の増益となり、収益性が向上しました。引き続き効率的な設備投資と販売促進費の抑制を始めとする全社的なコスト削減に取り組む一方、AOLブランドのISPサービスにつきましても、引き続きブロードバンド化の推進やコスト管理の徹底により、利益体質の強化を図りました。

また、モバイル事業については、当連結会計年度の営業損失は前年同期に比べ9,172百万円 (399.7%)増加し、11,467百万円となりました。モバイル事業のサービス開始へ向けた人員増による人件費、事務所の増床や基地局建設による賃借料、端末の研究開発費などのコストが増加いたしました。

#### 経常損益

当連結会計年度の経常損失は1,564百万円(前年同期は7,531百万円の経常利益)となりました。 営業外費用が前年同期に比べ1,013百万円(54.2%)増加していますが、これは、主にモバイル事業にかかる220,000百万円の借入枠の設定に伴う長期前払費用の費用化等による支払手数料の増加によるものであります。

#### 特別損益

特別損失として、固定資産除却損48百万円及び減損損失134百万円を計上しております。

#### 当期純利益

税金等調整前当期純損益は1,733百万円の損失となり、税効果会計適用後の法人税等の負担額は4,593百万円となっております。イー・モバイルが当連結会計年度に計上した損失のうち7,235百万円が少数株主損失として少数株主持分に振り替えられています。この結果、当連結会計年度における当期純利益は909百万円となりました。1株当たり当期純利益は631円82銭、潜在株式調整後1株当たり当期純利益は306円25銭となっております。

#### (3) 財政状態の分析

当連結会計年度末の資産合計は、237,837百万円となりました。流動資産は179,073百万円であり、このうち、現金及び預金が160,926百万円と総資産の約7割を占めております。固定資産は58,764百万円であり、モバイル事業のサービス開始に伴う無線通信設備や顧客管理システムなどへの設備投資の増加により、前年同期末に比べ31,267百万円増加しております。

当連結会計年度末の負債合計は、129,616百万円となりました。このうち、流動負債は42,717百万円であり、モバイル事業のサービス開始に伴う買掛金や未払費用の増加により前年同期末に比べ23,401百万円増加しております。社債や借入金などの固定負債は86,898百万円であります。

当連結会計年度末の純資産合計は、108,222百万円となりました。配当金の支払で利益剰余金が減少する一方でイー・モバイルの第三者割当増資により少数株主持分が増加したため、前年同期末に比べ21,862百万円増加しております。なお、当連結会計年度末における発行済株式数に基づく1株当たり純資産は21,386円61銭、自己資本比率は13.1%となっております。

#### (4) 資本の増減及び資金の流動性についての分析

#### (キャッシュ・フロー)

当連結会計年度において営業活動の結果得られた資金は、前年同期に比べ18,589百万円支出が増加し、1,404百万円のマイナスとなりました。主な収入要因は、減価償却費の計上8,286百万円及びモバイル事業のサービス開始に伴う買掛金の増加4,510百万円であります。主な支出要因は、法人税等の支払5,798百万円、モバイル事業のサービス開始に伴う棚卸資産の増加3,671百万円であります。

投資活動の結果使用した資金は、前年同期に比べ11,332百万円支出が増加し、20,335百万円のマイナスとなりました。主な支出要因は、ADSL・ISP事業のサービスエリア拡大に伴う通信設備の購入やモバイル事業の基地局建設に伴う有形固定資産の取得15,886百万円、及びモバイル事業の顧客管理システム投資に伴う無形固定資産の取得3,087百万円であります。

財務活動の結果得られた資金は、前年同期に比べ21,391百万円収入が減少し、24,010百万円のプラスとなりました。主な収入要因は、イー・モバイルの第三者割当増資による少数株主への株式の発行34,223百万円であります。主な支出要因は、リース債務の返済3,258百万円、長期借入金の返済3,200百万円及び配当金の支払3,743百万円であります。

以上の結果、当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比べ 2,272百万円増加し、160,926百万円となりました。

#### (資金需要及び資金調達)

当社グループの資金需要のうち主なものは、人件費や販売費及び一般管理費等の営業費用、モバイル端末の購入に係る支出のほか、ADSLサービスエリアの拡大やバックボーンサービスの提供に係る通信設備の増強、モバイル事業のサービス提供に必要なネットワーク構築のための基地局設置や業務系システムの開発等への投資のためのものであります。

これらの資金需要に対しましては、ADSL・ISP事業においては自己資金により対応しており、モバイル事業においては平成18年5月末までに当社出資額56,300百万円を含む総額143,209百万円をイー・モバイルの株式発行により調達しております。また、イー・モバイルは、モバイル事業で必要となる資金を確保するために取引銀行27行と総額220,000百万円、借入期間最長7年の借入枠(コミットメントライン)を設定しており、更に、リース会社7社と30,000百万円の割賦契約枠を設定しております。これにより、現時点でモバイル事業が黒字化するまでに必要と見込んでいる事業資金については調達を完了しております。

## 第3 【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資の総額は38,695百万円であります。ADSL・ISP事業における設備投資の総額は7,870百万円であり、その主なものはADSLサービスのエリア拡大やバックボーンサービスの提供に係る通信設備の増強など、ADSL関連の通信設備等への投資額6,043百万円、及びADSLサービスの顧客管理システムの改修等に要したものであります。モバイル事業における設備投資額は30,825百万円であり、主に商用サービスの開始に向け構築した、無線ネットワークに係る通信設備等への投資額18,232百万円、及び料金管理・顧客管理システム等への投資等に要したものであります。

なお、当連結会計年度におきまして、ADSL・ISP事業の社内システムの見直しにより、将来利用見込みのないサーバ等を13百万円(帳簿価額)、モデム設備を11百万円、ソフトウェアを22百万円 (帳簿価額)、それぞれ除却処理しております。

#### 2 【主要な設備の状況】

#### (1) 提出会社

(平成19年3月31日現在)

			帳簿価額(百万円)						१ <del>८ ४८</del>
事業所名	事業の種類 別セグメン	設備の		有形固定資産		無形固定資産		合計	従業 員数
(所在地)	トの名称	内容	建物	機械設備	工具、器具 及び備品	ソフト ウェア	のれん		(名) (注) 2
本社 (東京都 港区)	ADSL · ISP	本社設備	286		466	1,999	515	3,266	291 (407)
(注) 1	事業	ADSL設備		12,790				12,790	
	合計		286	12,790	466	1,999	515	16,055	291 (407)

- (注) 1 機械設備はNTT電話交換局内に設置されております。
  - 2 従業員数の()は臨時雇用者数を外書きしております。

#### (2) 国内子会社

(平成19年3月31日現在)

		事業の種類			帳簿価額	,		従業	
会社名	事業所名	別セグメン			有形固定資産		無形固定資産		員数
	(所在地)	トの名称		無線通信設備	建設仮勘定	ソフト ウェア	ソフト ウェア仮勘定	合計	(名) (注)2
イー・モバ	本社 (東京都 港区)	モバイル	本社設備		128	5,306	858	6,292	369 (636)
イル(株)	(注)1	事業	基地局 設備	17,979	4,329	527	20	22,855	
合計				17,979	4,457	5,833	878	29,147	369 (636)

- (注) 1 建設仮勘定は、今後のサービス展開エリアで使用を予定している基地局設備に係るものであります。
  - 2 従業員数には、イー・アクセス株式会社からの専任出向者369名を含んでおります。( )は臨時雇用者数を外書きしております。

#### 3 【設備の新設、除却等の計画】

#### (1) 重要な設備の新設等

A 21.62	事業の種類別	11/# o t 12	投資予定	額(百万円)	次人知法之计	<b>羊</b> 毛在口	ウフマウケロ	
会社名	セグメントの 名称	設備の内容	総額	既支払額	· 資金調達方法	着手年月	完了予定年月	
	ネットワーク	ADSL設備等	4,600			平成19年4月	平成20年3月	
提出会社	事業	伝送設備	4,100		自己資金	平成19年4月	平成20年3月	
	デバイス事業	デバイス設備	6,800			平成19年4月	平成20年3月	
イー・モバ	モバイル事業	基地局設備	12,700		自己資金	平成19年4月	平成19年 5 月	
イル(株)		その他	1,800		日し貝立	平成19年4月	平成19年 5 月	
合計			30,000					

- (注) 1 金額には消費税等を含めておりません。
  - 2 上記の事業の種類別セグメントは、有価証券報告書提出日現在の区分方法に基づいております。「第5 経理の状況の重要な後発事象 3. 事業の種類別セグメントの変更」に記載のとおり、「モバイル事業」から商品開発部門を区分し、「デバイス事業」を新たなセグメントとして開示いたします。なお、従来「ADSL・ISP事業」としていたセグメントを「ネットワーク事業」と名称変更しております。
  - 3 「第5 経理の状況の重要な後発事象 1.子会社株式の売却及び重要な連結範囲の変更」に記載されているイー・モバイルの異動による影響を考慮しております。

## (2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

## 1 【株式等の状況】

## (1) 【株式の総数等】

## 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	5,459,760
第 1 種優先株式	10,000
第 2 種優先株式	10,000
第 3 種優先株式	10,000
計	5,489,760

## 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成19年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成19年 6 月28日)	上場証券取引所名又 は登録証券業協会名	内容
普通株式	1,455,745	1,456,140	東京証券取引所 (市場第一部)	
計	1,455,745	1,456,140		

(注) 提出日現在の発行数には、平成19年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使(旧商法に基づき発行された転換社債の転換請求権を含む。)により発行された株式は、含まれておりません。

## (2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ19の規定に基づく特別決議による新株引受権(平成13年9月10日臨時株主総会決議)

株主総会の特別決議(平成13年 9 月10日)			
	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年 5 月31日)	
新株予約権の数			
新株予約権のうち自己新株予約権の数			
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左	
新株予約権の目的となる株式の数	940株	815株	
新株予約権の行使時の払込金額	1 株当たり 24,000円	同左	
新株予約権の行使期間	平成13年9月30日 平成23年9月9日	同左	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 24,000円 資本組入額 12,000円	同左	
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者の間で締結する「新株引受権付与契約」に 定める。	同左	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その 他の処分は認めない。	同左	
代用払込みに関する事項			
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項			

旧商法第280条ノ19の規定に基づく特別決議による新株引受権(平成14年2月25日臨時株主総会決議)

株主総会の特別決議(平成14年 2 月25日)			
	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)	
新株予約権の数			
新株予約権のうち自己新株予約権の数			
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左	
新株予約権の目的となる株式の数	1,895株	1,895株	
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 24,000円	同左	
新株予約権の行使期間	平成14年 3 月22日 平成24年 2 月24日	同左	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 24,000円 資本組入額 12,000円	同左	
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者の間で締結する「新株引受権付与契約」に 定める。	同左	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その 他の処分は認めない。	同左	
代用払込みに関する事項			
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項			

平成13年改正旧商法第280条 J 20及び同第280条 J 21の規定に基づく特別決議による新株予約権(平成14年8月6日臨時株主総会決議)

株主総会の特別決議(平成14年8月6日)			
	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年 5 月31日)	
新株予約権の数	812個	786個	
新株予約権のうち自己新株予約権の数			
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左	
新株予約権の目的となる株式の数	4,060株	3,930株	
新株予約権の行使時の払込金額	1 株当たり 24,000円	同左	
新株予約権の行使期間	平成14年 8 月20日 平成24年 8 月 5 日	同左	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 24,000円 資本組入額 12,000円	同左	
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者の間で締結する「新株予約権付与契約」に 定める。	同左	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その   他の処分は認めない。	同左	
代用払込みに関する事項			
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注)	同左	

- (注) 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項
  - (1) 当社を消滅会社とし他の会社を存続会社とする合併、または当社を分割会社とし他の会社を承継会社とする会社分割を行う場合には、当社は、取締役会が適当と認める場合には、本新株予約権にかかる義務を当該存続会社または当該承継会社に承継させるよう最大限努力するものとする。承継された新株予約権の目的たる株式の数及び権利行使価額は、付与比率に応じて調整するものとし(ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨て、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。)、また、その他、目的たる株式の種類、行使期間、行使条件、消却事由・条件及び譲渡制限等についても、原則として、本契約のまま承継させるよう努力するものとする。
  - (2)当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、当社は、本新株予約権にかかる義務を、 株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換または株式移転による完 全親会社となる会社に承継させるよう努力するものとする。承継された新株予約権の内容の決定の方針は 以下の通りとする。

目的たる完全親会社の株式の種類

完全親会社の同種の株式

目的たる完全親会社の株式の数

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てる。

#### 権利行使価額

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は、 これを切り捨てる。

行使期間、行使条件、消却事由・条件

平成13年改正旧商法第280条 J 20及び同第280条 J 21の規定に基づく特別決議による新株予約権(平成15年1月15日臨時株主総会決議)

株主総会の特別決議(平成15年 1 月15日)			
	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年 5 月31日)	
新株予約権の数	138個	136個	
新株予約権のうち自己新株予約権の数			
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左	
新株予約権の目的となる株式の数	690株	680株	
新株予約権の行使時の払込金額	1 株当たり 24,000円	同左	
新株予約権の行使期間	平成15年 1 月16日 平成25年 1 月14日	同左	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 24,000円 資本組入額 12,000円	同左	
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者の間で締結する「新株予約権付与契約」に 定める。	同左	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その   他の処分は認めない。	同左	
代用払込みに関する事項			
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注)	同左	

- (注) 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項
  - (1) 当社を消滅会社とし他の会社を存続会社とする合併、または当社を分割会社とし他の会社を承継会社とする会社分割を行う場合には、当社は、取締役会が適当と認める場合には、本新株予約権にかかる義務を当該存続会社または当該承継会社に承継させるよう最大限努力するものとする。承継された新株予約権の目的たる株式の数及び権利行使価額は、付与比率に応じて調整するものとし(ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨て、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。)、また、その他、目的たる株式の種類、行使期間、行使条件、消却事由・条件及び譲渡制限等についても、原則として、本契約のまま承継させるよう努力するものとする。
  - (2)当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、当社は、本新株予約権にかかる義務を、株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換または株式移転による完全親会社となる会社に承継させるよう努力するものとする。承継された新株予約権の内容の決定の方針は以下の通りとする。

目的たる完全親会社の株式の種類

完全親会社の同種の株式

目的たる完全親会社の株式の数

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てる。

#### 権利行使価額

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は、 これを切り捨てる。

行使期間、行使条件、消却事由・条件

平成13年改正旧商法第280条 J 20及び同第280条 J 21の規定に基づく特別決議による新株予約権(平成15年 2 月25日臨時株主総会決議)

株主総会の特別決議(平成15年 2 月25日)			
	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年 5 月31日)	
新株予約権の数	57個	57個	
新株予約権のうち自己新株予約権の数			
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左	
新株予約権の目的となる株式の数	285株	285株	
新株予約権の行使時の払込金額	1 株当たり 24,000円	同左	
新株予約権の行使期間	平成15年4月1日 平成25年2月24日	同左	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 24,000円 資本組入額 12,000円	同左	
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者の間で締結する「新株予約権付与契約」に 定める。	同左	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その   他の処分は認めない。	同左	
代用払込みに関する事項			
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注)	同左	

- (注) 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項
  - (1) 当社を消滅会社とし他の会社を存続会社とする合併、または当社を分割会社とし他の会社を承継会社とする会社分割を行う場合には、当社は、取締役会が適当と認める場合には、本新株予約権にかかる義務を当該存続会社または当該承継会社に承継させるよう最大限努力するものとする。承継された新株予約権の目的たる株式の数及び権利行使価額は、付与比率に応じて調整するものとし(ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨て、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。)、また、その他、目的たる株式の種類、行使期間、行使条件、消却事由・条件及び譲渡制限等についても、原則として、本契約のまま承継させるよう努力するものとする。
  - (2)当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、当社は、本新株予約権にかかる義務を、 株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換または株式移転による完 全親会社となる会社に承継させるよう努力するものとする。承継された新株予約権の内容の決定の方針は 以下の通りとする。

目的たる完全親会社の株式の種類

完全親会社の同種の株式

目的たる完全親会社の株式の数

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てる。

#### 権利行使価額

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は、 これを切り捨てる。

行使期間、行使条件、消却事由・条件

平成13年改正旧商法第280条 J 20及び同第280条 J 21の規定に基づく特別決議による新株予約権(平成 15年 8 月12日臨時株主総会決議)

株主総会の特別決議(平成15年8月12日)			
	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年 5 月31日)	
新株予約権の数	1,957個	1,931個	
新株予約権のうち自己新株予約権の数			
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左	
新株予約権の目的となる株式の数	9,785株	9,655株	
新株予約権の行使時の払込金額	1 株当たり 24,000円	同左	
新株予約権の行使期間	平成15年 8 月13日 平成25年 8 月11日	同左	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 24,000円 資本組入額 12,000円	同左	
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者の間で締結する「新株予約権付与契約」に 定める。	同左	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その   他の処分は認めない。	同左	
代用払込みに関する事項			
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注)	同左	

- (注) 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項
  - (1) 当社を消滅会社とし他の会社を存続会社とする合併、または当社を分割会社とし他の会社を承継会社とする会社分割を行う場合には、当社は、取締役会が適当と認める場合には、本新株予約権にかかる義務を当該存続会社または当該承継会社に承継させるよう最大限努力するものとする。承継された新株予約権の目的たる株式の数及び権利行使価額は、付与比率に応じて調整するものとし(ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨て、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。)、また、その他、目的たる株式の種類、行使期間、行使条件、消却事由・条件及び譲渡制限等についても、原則として、本契約のまま承継させるよう努力するものとする。
  - (2)当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、当社は、本新株予約権にかかる義務を、 株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換または株式移転による完 全親会社となる会社に承継させるよう努力するものとする。承継された新株予約権の内容の決定の方針は 以下の通りとする。

目的たる完全親会社の株式の種類

完全親会社の同種の株式

目的たる完全親会社の株式の数

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てる。

#### 権利行使価額

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は、 これを切り捨てる。

行使期間、行使条件、消却事由・条件

平成13年改正旧商法第280条 J 20及び同第280条 J 21の規定に基づく特別決議による新株予約権(平成 16年 6 月29日定時株主総会決議)

株主総会の特別決議(平成16年 6 月29日)			
	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年 5 月31日)	
新株予約権の数	7,171個	7,153個	
新株予約権のうち自己新株予約権の数			
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左	
新株予約権の目的となる株式の数	35,855株	35,765株	
新株予約権の行使時の払込金額	1 株当たり 139,000円	同左	
新株予約権の行使期間	平成16年7月1日 平成26年6月28日	同左	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 139,000円 資本組入額 69,500円	同左	
新株予約権の行使の条件	現行税制のもとでは平成18年 6月28日まで行使できない。 その他の条件は、当社と被付 与者との間で締結する「新株 予約権付与契約」に定める。	同左	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その 他の処分は認めない。	同左	
代用払込みに関する事項			
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注)	同左	

- (注) 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項
  - (1) 当社を消滅会社とし他の会社を存続会社とする合併、または当社を分割会社とし他の会社を承継会社とする会社分割を行う場合には、当社は、取締役会が適当と認める場合には、本新株予約権にかかる義務を当該存続会社または当該承継会社に承継させるよう最大限努力するものとする。承継された新株予約権の目的たる株式の数及び権利行使価額は、付与比率に応じて調整するものとし(ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨て、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。)、また、その他、目的たる株式の種類、行使期間、行使条件、消却事由・条件及び譲渡制限等についても、原則として、本契約のまま承継させるよう努力するものとする。
  - (2) 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、当社は、本新株予約権にかかる義務を、 株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換または株式移転による完 全親会社となる会社に承継させるよう努力するものとする。承継された新株予約権の内容の決定の方針は 以下の通りとする。

目的たる完全親会社の株式の種類

完全親会社の同種の株式

目的たる完全親会社の株式の数

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てる。

#### 権利行使価額

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は、 これを切り捨てる。

行使期間、行使条件、消却事由・条件

平成13年改正旧商法第280条 J 20及び同第280条 J 21の規定に基づく特別決議による新株予約権(平成16年 6 月29日定時株主総会決議)

株主総会の特別決議(平成16年 6 月29日)				
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	事業年度末現在 (平成19年3月31日) 提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)			
新株予約権の数	73個	73個		
新株予約権のうち自己新株予約権の数				
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左		
新株予約権の目的となる株式の数	365株	365株		
新株予約権の行使時の払込金額	1 株当たり 134,410円	同左		
新株予約権の行使期間	平成16年 8 月18日 平成26年 8 月 9 日	同左		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 134,410円 資本組入額 67,205円	同左		
新株予約権の行使の条件	現行税制のもとでは平成18年 8月9日まで行使できない。 その他の条件は、当社と被付 与者との間で締結する「新株 予約権付与契約」に定める。	同左		
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その 他の処分は認めない。	同左		
代用払込みに関する事項				
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注)	同左		

#### (注) 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

- (1) 当社を消滅会社とし他の会社を存続会社とする合併、または当社を分割会社とし他の会社を承継会社とする会社分割を行う場合には、当社は、取締役会が適当と認める場合には、本新株予約権にかかる義務を当該存続会社または当該承継会社に承継させるよう最大限努力するものとする。承継された新株予約権の目的たる株式の数及び権利行使価額は、付与比率に応じて調整するものとし(ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨て、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。)、また、その他、目的たる株式の種類、行使期間、行使条件、消却事由・条件及び譲渡制限等についても、原則として、本契約のまま承継させるよう努力するものとする。
- (2) 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、当社は、本新株予約権にかかる義務を、 株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換または株式移転による完 全親会社となる会社に承継させるよう努力するものとする。承継された新株予約権の内容の決定の方針は 以下の通りとする。

目的たる完全親会社の株式の種類

完全親会社の同種の株式

目的たる完全親会社の株式の数

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てる。

## 権利行使価額

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。

行使期間、行使条件、消却事由・条件

株式交換または株式移転に際して当社取締役会が決定する。

平成13年改正旧商法第280条 J 20の規定に基づく新株予約権(平成17年 5 月12日取締役会決議) (イー・アクセス株式会社第1回企業価値向上新株予約権)

株主総会の特別決議(平成17年 6 月22日)				
	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年 5 月31日)		
付与対象者	有限責任中間法人	有限責任中間法人		
リースリ家石	ミナト・ライツマネジメント	ミナト・ライツマネジメント		
新株予約権の数	180万個	180万個		
新株予約権のうち自己新株予約権の数				
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左		
新株予約権の目的となる株式の数	270万株	270万株		
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 90,000円 (注)1	同左		
新株予約権の行使期間	平成17年 6 月23日 平成27年 6 月22日	同左		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 90,001円 資本組入額 45,001円	同左		
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者の間で締結する「新株予約権割当契約書」 に定める。	同左		
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その 他の処分は認めない。	同左		
取得条項に関する事項	(注) 2	同左		
信託の設定の状況	(注) 3	同左		
代用払込みに関する事項				
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項				

- (注) 1 新株予約権の行使時の1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)は、行使要件が満たされた日の直前の金曜日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値のない日は除き、当該金曜日が取引日でない場合には、その直前の取引日までの5連続取引日とする。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の5分の1に修正される。なお、行使価額が修正された場合、新株予約権の行使により発行する株式の発行価額中の資本組入額は、行使価額に新株予約権の発行価額(1円)を加えた額に0.5を乗じた金額(1円未満は切上げ)である。
  - 2 当社は、新株予約権の発行日以降、行使要件(以下に定義する。)が成就するまでの間いつでも、取締役会の決議をもって、新株予約権の全部を一斉に無償で取得することができる。 当社は、当社に対する買収等の提案があった日又はある者が特定株式保有者(以下に定義する。)に該当したことを当社が公表した日のいずれか早い日の後速やかに、社外取締役全員で構成される企業価値向上検討委員会を組織する。同委員会が、新株予約権の発行日以降、行使要件が成就するまでの間に、新株予約権を取得すべきとの決議を行った場合には、当社は、取締役会の決議をもって、行使要件が成就する日以前に、新株予約権の全部を一斉に無償で取得しなければならない。
    - 「行使要件」とは、ある者が特定株式保有者に該当したことを当社取締役会が認識し、かつ、公表した日の翌日から起算して60日が経過することをいう。また、「特定株式保有者」とは、当社の株券等の保有者又は公開買付者であって、その共同保有者又は特別関係者の保有分との合計で、当社の発行済議決権付株式総数の5分の1を超える数となる者をいう。
  - 3 新株予約権の被付与者である有限責任中間法人ミナト・ライツマネジメントは、新株予約権の割当を受けた直後の平成17年6月10日付で、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として、新株予約権の全部を信託譲渡している。同信託契約における受益者は、基準日現在の株主(ただし、新株予約権を行使できない特定株式保有者等を除く。)である。

平成13年改正旧商法第280条 J20及び同第280条 J21の規定に基づく特別決議による新株予約権(平成 17年 6 月22日定時株主総会決議)

株主総会の特別決議(平成17年6月22日)				
	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年 5 月31日)		
新株予約権の数	42,320個	42,170個		
新株予約権のうち自己新株予約権の数				
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左		
新株予約権の目的となる株式の数	42,320株	42,170株		
新株予約権の行使時の払込金額	1 株当たり 76,565円	同左		
新株予約権の行使期間	平成17年7月1日 平成27年6月21日	同左		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 76,565円 資本組入額 38,283円	同左		
新株予約権の行使の条件	現行税制のもとでは平成19年 6月21日まで行使できない。 その他の条件は、当社と被付 与者との間で締結する「新株 予約権付与契約」に定める。	同左		
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その 他の処分は認めない。	同左		
代用払込みに関する事項				
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注)	同左		

#### (注) 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

- (1) 当社を消滅会社とし他の会社を存続会社とする合併、または当社を分割会社とし他の会社を承継会社とする会社分割を行う場合には、当社は、取締役会が適当と認める場合には、本新株予約権にかかる義務を当該存続会社または当該承継会社に承継させるよう最大限努力するものとする。承継された新株予約権の目的たる株式の数及び権利行使価額は、付与比率に応じて調整するものとし(ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨て、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。)、また、その他、目的たる株式の種類、行使期間、行使条件、消却事由・条件及び譲渡制限等についても、原則として、本契約のまま承継させるよう努力するものとする。
- (2) 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、当社は、本新株予約権にかかる義務を、 株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換または株式移転による完 全親会社となる会社に承継させるよう努力するものとする。承継された新株予約権の内容の決定の方針は 以下の通りとする。

目的たる完全親会社の株式の種類

完全親会社の同種の株式

目的たる完全親会社の株式の数

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てる。

## 権利行使価額

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。

行使期間、行使条件、消却事由・条件

株式交換または株式移転に際して当社取締役会が決定する。

平成13年改正旧商法第280条 J 20及び同第280条 J 21の規定に基づく特別決議による新株予約権(平成 17年 6 月22日定時株主総会決議)

株主総会の特別決議(平成17年 6 月22日)				
	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年 5 月31日)		
新株予約権の数	750個	750個		
新株予約権のうち自己新株予約権の数				
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左		
新株予約権の目的となる株式の数	750株	750株		
新株予約権の行使時の払込金額	1 株当たり 80,168円	同左		
新株予約権の行使期間	平成17年 8 月25日 平成27年 6 月22日	同左		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 80,168円 資本組入額 40,084円	同左		
新株予約権の行使の条件	現行税制のもとでは平成19年 6月22日まで行使できない。 その他の条件は、当社と被付 与者との間で締結する「新株 予約権付与契約」に定める。	同左		
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その 他の処分は認めない。	同左		
代用払込みに関する事項				
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注)	同左		

- (注) 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項
  - (1) 当社を消滅会社とし他の会社を存続会社とする合併、または当社を分割会社とし他の会社を承継会社とする会社分割を行う場合には、当社は、取締役会が適当と認める場合には、本新株予約権にかかる義務を当該存続会社または当該承継会社に承継させるよう最大限努力するものとする。承継された新株予約権の目的たる株式の数及び権利行使価額は、付与比率に応じて調整するものとし(ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨て、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。)、また、その他、目的たる株式の種類、行使期間、行使条件、消却事由・条件及び譲渡制限等についても、原則として、本契約のまま承継させるよう努力するものとする。
  - (2) 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、当社は、本新株予約権にかかる義務を、 株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換または株式移転による完 全親会社となる会社に承継させるよう努力するものとする。承継された新株予約権の内容の決定の方針は 以下の通りとする。

目的たる完全親会社の株式の種類

完全親会社の同種の株式

目的たる完全親会社の株式の数

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てる。

#### 権利行使価額

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。

行使期間、行使条件、消却事由・条件

株式交換または株式移転に際して当社取締役会が決定する。

2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(平成16年 6 月28日発行)				
	事業年度末現在 (平成19年 3 月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年 5 月31日)		
新株予約権の数	4,600個	4,600個		
新株予約権のうち自己新株予約権の数				
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左		
新株予約権の目的となる株式の数	205,413株	206,569株		
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 111,969.20円	1 株当たり111,342.50円		
新株予約権の行使期間	平成16年 7 月12日 平成23年 6 月14日	同左		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 111,969.20円 資本組入額 55,985.00円	発行価格 111,342.50円 資本組入額 55,672.00円		
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使は できない。	同左		
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項はありません。	同左		
新株予約権付社債の残高	23,000百万円	同左		
代用払込みに関する事項	旧商法第341条 / 3 第 1 項第 7号及び第 8 号により、本新 株予約権を行使したときは、 かかる行使をした者から、当 該本新株予約権が付せられた 本社債の全額の償還に代えて 当該本新株予約権の行使に際 して払込をなすべき額のとする 旨の請求があったものとみな す。	同左		
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項				

- (注) 1 平成19年5月14日開催の取締役会において決議された当社株主配当に伴い、平成19年4月1日に遡って 新株予約権の行使価格は調整されました。
  - 2 但し、 当社の選択による本社債の繰上償還の場合は、当該償還日の東京における10営業日前の日まで、本新株予約権付社債の所持人の選択による本社債の繰上償還の場合は、本新株予約権付社債の所持人により償還通知書が本新株予約権付社債の要項に定める支払代理人に預託された時まで、 買入消却の場合は、当社が本社債を消却した時または本新株予約権付社債の要項に定める一定範囲の当社の子会社が本社債を消却のために当社に送付した時まで、また 期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時までとします。

#### 3 繰上償還

当社が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となる場合の繰上償還 当社が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、当社は、受託会社に対する書面による通知および本新株予約権付社債の要項に定める公告を行った上で、下記の取引のうち法律上可能であり、かつ、実務的に実行可能であるもの(但し、当社は各取引を下記各号の順に指向しなければならない。)を行うよう最大限努力しなければならない。

(a) 本新株予約権付社債の所持人が、本新株予約権の行使期間の期間中、本新株予約権を行使することができ、かつ、その行使により、当該所持人に、当該所持人がかかる株式交換または株式移転の効力発生の直前にかかる行使の請求を行ったとすれば受け取ることのできる種類および数の当社の株式を有する当社の株主が、かかる株式交換または株式移転により受け取ることのできる種類および数の株式、その他の証券および資産(以下「受領可能資産」という。)を受け取らせることができるようにするため、当社の完全親会社となる会社をして、受託会社が了解する内容の補足信託証書を締結させること。

- (b) 本新株予約権付社債の所持人の有する本新株予約権付社債と、当社が発行する、本新株予約権付 社債と同様の要項を有し、(i)本新株予約権付社債の所持人が受領可能資産、または(ii)本新株 予約権付社債の所持人が有するのと同等の経済的利益を受け取ることができる内容の新株予約権 付社債とを交換することを提案すること、または当社の完全親会社となる会社をして、同社が発 行する上記の要件を満たす社債とを交換することを提案させること(この場合、当社はかかる社 債の支払を保証しなければならない)。
- (c) 当社の完全親会社となる会社以外の法人をして、本新株予約権付社債の所持人に、同人が有する 権利と同等の経済的利益を提供することを提案させること。

上記の各取扱いが法律上可能でなく、もしくは、上記(a)および(b)については実務的に実行可能でない場合、または、上記(b)および(c)に定める提案が行われたが本新株予約権付社債の所持人の全員からかかる提案への承諾を得ることができなかった場合には、当社は、当該株式交換または株式移転の効力発生日以前に、本新株予約権付社債の所持人に対し30日以上60日以内の本新株予約権付社債の要項に定める公告を行ったうえで(当該公告は取り消すことができない。)、本社債の全部(一部は不可)を本社債の額面金額に対する下記の割合で表される償還金額で繰上償還することができる。

平成16年6月28日から平成17年6月27日まで 106%

平成17年6月28日から平成18年6月27日まで 105%

平成18年6月28日から平成19年6月27日まで 104%

平成19年6月28日から平成20年6月27日まで 103%

平成20年6月28日から平成21年6月27日まで 102%

平成21年6月28日から平成22年6月27日まで 101%

平成22年6月28日から平成23年6月27日まで 100%

#### 130%コールオプション条項による繰上償還

平成19年6月28日以降、終値が30連続取引日(終値のない日を除く。)にわたり、当該各取引日に適用のある転換価額の130%以上であった場合、当社は、その選択により、本新株予約権付社債の所持人に対し、30日以上60日以内の本新株予約権付社債の要項に定める公告を行ったうえで(当該公告は取り消すことができない。)、本社債の全部(一部は不可)を本社債の額面金額の100%で繰上償還することができる。

#### 税制変更等による繰上償還

日本国の税制の変更により、本社債に関する次回の支払いに関し、本新株予約権付社債の要項に定める 追加支払特約に基づく追加額の支払の必要があることを受託会社に了解させ、かつ当社が合理的な措置 を講じてもかかる追加支払義務を回避し得ない場合、当社は、その選択により、本新株予約権付社債の 所持人に対して、30日以上60日以内の本新株予約権付社債要項に定める公告を行ったうえで(当該公告 は取り消すことができない。)、本社債の全部(一部は不可)を本社債の額面金額で繰上償還すること ができる。但し、当社が当該追加支払義務を負うこととなる最も早い日から90日以上前にかかる繰上償 還の公告を行ってはならない。

本新株予約権付社債の所持人の選択による特定の期日における繰上償還

本新株予約権付社債の所持人は、その選択により、その保有する本社債を平成19年6月28日または平成21年6月28日(以下本号において「償還可能期日」と総称する。)に、その額面金額の100%で繰上償還することを当社に対し請求する権利を有する。

この請求権を行使するために、本新株予約権付社債の所持人は、上記償還可能期日前30日以上60日以内の期間中に所定の様式の償還通知書(当該通知は取り消すことができない。)に、当該新株予約権付社債券を添付して、本新株予約権付社債の要項に定める支払代理人に預託することを要する。

本新株予約権付社債の所持人の選択による特定の事由の発生に基づく繰上償還

本新株予約権付社債の所持人は、当社の普通株式の株式会社東京証券取引所における上場が廃止された場合、または本新株予約権付社債の要項に定める一定の当社の重要な資産の移転が生じた場合には、その選択により、その保有する本社債を、その額面金額の100%で繰上償還することを当社に対し請求する権利を有する。

この請求権を行使するために、本新株予約権付社債の所持人は、上記上場廃止もしくは移転の生じた日または上記上場廃止もしくは移転についての当社から本新株予約権付社債の所持人に対する通知がなされた日のうち遅い方の日から60日以内の期間中に、所定の様式の償還通知書(当該通知は取り消すことができない。)に、当該新株予約権付社債券を添付して本新株予約権付社債の要項に定める支払代理人に預託することを要する。

## (3) 【ライツプランの内容】

当社では、信託型ライツプランとして、平成17年5月12日付取締役会決議に基づき、イー・アクセス株式会社第1回企業価値向上新株予約権を発行しております。ライツプランの内容につきましては、「第2事業の状況3対処すべき課題(2)株式会社の支配に関する基本方針」及び「第4提出会社の状況1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

# (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数	発行済株式 総数残高	資本金増減額	資本金残高	資本準備金 増減額	資本準備金 残高
	(株)	(株)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)
平成15年10月 3 日 (注) 1	40,000	200,393	2,550	13,078	4,146	13,399
平成15年11月 5 日 (注) 2	6,000	206,393	382	13,460	621	14,021
平成15年11月 7日 (注) 3	42,631	249,024		13,460		14,021
平成15年4月1日~ 平成16年3月31日 (注)4	4,945	253,969		13,460		14,021
平成15年4月1日~ 平成16年3月31日 (注)5	3,495	257,464	209	13,670	209	14,230
平成16年 6 月29日 (注) 6		257,464		13,670	11,938	2,292
平成16年 9 月21日 (注) 7	1,034,956	1,292,420		13,670		2,292
平成16年4月1日~ 平成17年3月31日 (注)8	12,905	1,305,325	200	13,871	200	2,492
平成16年4月1日~ 平成17年3月31日 (注)9	59,615	1,364,940	1,373	15,244	1,373	3,866
平成16年4月1日~ 平成17年3月31日 (注)10		1,364,940		15,244	13	3,879
平成17年4月1日~ 平成18年3月31日 (注)11	13,220	1,378,160	159	15,403	159	4,039
平成17年4月1日~ 平成18年3月31日 (注)12	44,445	1,422,605	1,000	16,403	1,000	5,039
平成17年4月1日~ 平成18年3月31日 (注)13		1,422,605		16,403	10	5,049
平成18年4月1日~ 平成19年3月31日 (注)14	10,920	1,433,525	131	16,534	131	5,180
平成18年4月1日~ 平成19年3月31日 (注)15	22,220	1,455,745	500	17,034	500	5,680
平成18年4月1日~ 平成19年3月31日 (注)16		1,455,745		17,034	5	5,685

## (注) 1 有償一般募集(ブックビルディング方式)

引受価額 167,400円 発行価額 127,500円 資本組入額 63,750円

2 有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連する第三者割当)

引受価額 167,400円 発行価額 127,500円 資本組入額 63,750円

3 優先株式強制転換

A 種優先株式 28,422株 B 種優先株式 80,340株 普通株式 151,393株

4 優先株式任意転換

A 種優先株式 3,297株 B 種優先株式 3,334株 普通株式 11,576株

- 5 新株予約権(ストックオプション)の権利行使
- 6 平成16年6月29日開催の定時株主総会の決議に基づき、資本準備金11,938百万円を取り崩し、同額を欠損填補に充当したものであります。
- 7 平成16年6月29日開催の取締役会決議に基づき、平成16年9月21日に、平成16年7月31日の最終の株主 名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、所有株式を1株につき5株の割合をもって分 割いたしました。
- 8 新株予約権(ストックオプション)の権利行使
- 9 新株引受権付社債の新株引受権の権利行使
- 10 (注) 9 の新株引受権付社債の新株引受権の権利行使に伴う、新株引受権の資本準備金組み入れ。
- 11 新株予約権(ストックオプション)の権利行使
- 12 新株引受権付社債の新株引受権の権利行使
- 13 (注)12の新株引受権付社債の新株引受権の権利行使に伴う、新株引受権の資本準備金組み入れ。
- 14 新株予約権(ストックオプション)の権利行使
- 15 新株引受権付社債の新株引受権の権利行使
- 16 (注)15の新株引受権付社債の新株引受権の権利行使に伴う、新株引受権の資本準備金組み入れ。
- 17 平成19年4月1日から平成19年5月31日までの間に、新株予約権(ストックオプション)の権利行使により、発行済株式数が395株、資本金が5百万円及び資本準備金が5百万円増加しております。
- 18 平成16年6月29日開催の取締役会決議に基づく株式分割に伴い、新株予約権等の行使価格はそれぞれ調整されました。

### (5) 【所有者別状況】

(平成19年3月31日現在)

	株式の状況					ж — + ж			
区分	サー・カー・	◆□h±総問	が		<b>法人等</b> 個人		計	単元未満 株式の状況 (株)	
	団体	並 附出 (茂 (天)	並分去社	法人	個人以外	個人	その他	пΙ	(171.)
株主数 (人)	0	36	32	166	229	27	30,227	30,717	
所有株式数 (株)	0	276,516	14,460	29,421	634,627	95,259	405,462	1,455,745	
所有株式数 の割合(%)	0.00	18.99	0.99	2.02	43.6	6.54	27.85	100.00	

(注) 上記「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、61株含まれております。

## (6) 【大株主の状況】

(平成19年3月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口) (注)1	港区浜松町 2 丁目 1 1 - 3	156,902	10.77
モルガンスタンレーアンドカン パニーインターナショナルリミ テッド (常任代理人)モルガン・スタ ンレー証券株式会社	25 CABOT SQUARE, CANARY WHARF, LONDON E14 4QA ENGLAND (渋谷区恵比寿4丁目20番3号 恵比寿ガーデンプレイスタワー)	142,076	9.75
千本倖生	港区高輪	99,140	6.81
エリック・ガン	港区西麻布	94,765	6.50
バンクオプニューヨークジーシーエムクライアントアカウンツイーアイエスジー (常任代理人)株式会社三菱東京UFJ銀行	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB, UNITED KINGDOM (千代田区丸の内2丁目7番1号)	53,046	3.64
ノムラインターナショナルホンコンリミテッド (F5-108) (常任代理人)野村證券株式会社	ROOM 1409-1412 CONNAUGHT CENTER 14TH FLOOR, P.O. BOX 793 HONG KONG (中央区日本橋1丁目9番1号)	48,030	3.29
ジェーピーモルガンチェースバンク380084 (常任代理人)株式会社みずほコーポレート銀行	125 LONDON WALL, LONDON, EC2Y 5AJ, UNITED KINGDOM (中央区日本橋兜町6番7号)	43,050	2.95
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)(注)1	中央区晴海1丁目8-11	24,408	1.67
イーアクセスホールディングス エルエルシー (常任代理人)ゴールドマン・ サックス証券会社東京支店	C/O THE CORPORATION TRUST CAMPANY, CORPORATION TRUST CENTER, 1209 ORANGE STREET, (港区六本木6丁目10番1号六本木ヒルズ 森タワー)	22,220	1.52
野村信託銀行株式会社(投信 口) (注)1	千代田区大手町2丁目2-2	21,613	1.48
計		705,250	48.45

(注) 1 上記所有株式のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりであります。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社 156,902株 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 24,408株 野村信託銀行株式会社 21,613株

- 2 前事業年度末時点で主要株主であったフィデリティ投信株式会社は、平成18年12月31日付で主要株主でなくなっております。
- 3 有限責任中間法人ミナト・ライツマネジメントから、平成17年8月24日付(報告義務発生日 平成17年6月10日)で大量保有報告書の提出があり、以下の新株予約権証券を保有している旨の報告を受けましたが、これは前記「(2)新株予約権等の状況」に記載のイー・アクセス株式会社第1回企業価値向上新株予約権にかかる新株予約権であり、当事業年度末現在においてその権利行使ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	所有新株予約権数 (個)	発行済株式総数に対する 所有潜在株式数の割合 (%)
有限責任中間法人ミナト・ライツマネジメント	1,800,000(注)	66.41
合計	1,800,000(注)	66.41

- (注)新株予約権の目的である株式の数は新株予約権1個あたり1.5株、合計2,700,000株です。
  - 4 野村證券株式会社から、平成19年1月22日付(報告義務発生日 平成19年1月15日)で大量保有報告書の変更報告書の提出があり、以下の株式を保有している旨の報告を受けましたが、当社としては当事業年度末現在における実質所有状況の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
野村證券株式会社	4,945	0.34
NOMURA INTERNATIONAL PLC	29,844	2.05
野村アセットマネジメント株式会社	9,302	0.64
合計	44,091	3.03

5 バークレイズ・グローバル・インベスターズ信託銀行株式会社から、平成19年1月22日付(報告義務発生日 平成19年1月15日)で大量保有報告書の変更報告書の提出があり、以下の株式を保有している旨の報告を受けましたが、当社としては当事業年度末現在における実質所有状況の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
バークレイズ・グローバル・インベスターズ信託銀行株式会社	1,086	0.07
バークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社	10,663	0.73
バークレイズ・グローバル・インベスターズ、エヌ・エイ	8,593	0.59
バークレイズ・グローバル・ファンド・アドバイザーズ	4,930	0.34
バークレイズ・グローバル・インベスターズ・リミテッド	913	0.06
バークレイズ・バンク・ピーエルシー	616	0.04
バークレイズ・キャピタル・セキュリティーズ・リミテッド	25,213	1.74
バークレイズ・キャピタル証券株式会社	3,900	0.27
バークレイズ・キャピタル・インク	632	0.04
バークレイズ・グローバル・インベスターズ・カナダ・リミテッド	41	0.00
合計	56,587	3.90

6 JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社から、平成19年2月7日付(報告義務発生日 平成19年1月31日)で大量保有報告書の変更報告書の提出があり、以下の株式を保有している旨の報告を受けましたが、当社としては当事業年度末現在における実質所有状況の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・リミテッド	5,713	0.39
ジェー・ピー・モルガン・アセット・マネジメント (ユーケー) リミテッド	17,430	1.20
JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社	79,268	5.45
合計	102,411	7.04

7 スレッドニードル・アセット・マネージメント・リミテッドから、平成19年2月28日付(報告義務発生日平成19年2月13日)で大量保有報告書の変更報告書及び訂正報告書の提出があり、以下の株式を保有している旨の報告を受けましたが、当社としては当事業年度末現在における実質所有状況の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の変更報告書及び訂正報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
スレッドニードル・アセット・マネージメント・リミテッド	76,901	5.30
合計	76,901	5.30

8 フィデリティ投信株式会社から、平成19年3月7日付(報告義務発生日 平成19年2月28日)で大量保有報告書の変更報告書の提出があり、以下の株式を保有している旨の報告を受けましたが、当社としては当事業年度末現在における実質所有状況の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
フィデリティ投信株式会社	201,140	13.85
合計	201,140	13.85

9 ゴールドマン・サックス証券株式会社から、平成19年3月12日付(報告義務発生日 平成19年3月7日)で大量保有報告書の変更報告書の提出があり、以下の株式を保有している旨の報告を受けましたが、当社としては当事業年度末現在における実質所有状況の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
ゴールドマン・サックス証券株式会社	1,000	0.07
Goldman Sachs International	129,426	8.84
Goldman Sachs & Co.	9,187	0.63
eAccess Holdings L.L.C.	22,220	1.53
合計	161,833	11.06

10 モルガン・スタンレー証券株式会社から、平成19年3月28日付(報告義務発生日 平成19年3月19日)で大量保有報告書の変更報告書の提出があり、以下の株式を保有している旨の報告を受けましたが、当社としては当事業年度末現在における実質所有状況の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

名又は名称	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
モルガン・スタンレー証券株式会社	1,514	0.10
モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インコーポレーテ ッド	19,526	1.34
モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナ ル・リミテッド	176,403	12.14
エムエスディーダブリュ・エクイティー・ファイナンス・サービ セズ I (ケイマン)・リミテッド	0	0.00
エムエスディーダブリュ・エクイティー・ファイナンシング・サービセズ (ルクス)・エス・アー・エール・エル	0	0.00
合計	197,443	13.58

### (7) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

(平成19年3月31日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,455,745	1,455,745	
単元未満株式			
発行済株式総数	1,455,745		
総株主の議決権		1,455,745	

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が 61株(議決権 61個) 含まれております。

## 【自己株式等】

(平成19年3月31日現在)

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
計					

## (8) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しており、当該制度の内容は次のとおりであります。

旧商法第280条 / 19第 1 項及び新事業促進法第11条 / 5 第 2 項の規定に基づく新株引受権方式によるもの

決議年月日	平成13年 9 月10日
付与対象者の区分及び人数	取締役1名、従業員14名、認定支援者2名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	同上

# 旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づく新株引受権方式によるもの

決議年月日	平成14年 2 月25日
付与対象者の区分及び人数	取締役1名、従業員36名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	同上

# 平成13年改正旧商法第280条 / 20及び同第280条 / 21の規定に基づく新株予約権方式によるもの

決議年月日	平成14年8月6日
付与対象者の区分及び人数	取締役2名、従業員59名、社外協力者1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	同上

決議年月日	平成15年 1 月15日
付与対象者の区分及び人数	従業員23名、社外協力者1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	同上

決議年月日	平成15年 2 月25日
付与対象者の区分及び人数	取締役1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	同上

決議年月日	平成15年 8 月12日
付与対象者の区分及び人数	取締役3名、従業員140名、社外協力者3名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	同上

決議年月日	平成16年 6 月29日
付与対象者の区分及び人数	取締役8名、監査役2名、従業員271名、社外協力者8名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	同上

決議年月日	平成16年 6 月29日
付与対象者の区分及び人数	従業員3名、社外協力者1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	同上

決議年月日	平成17年 6 月22日
付与対象者の区分及び人数	取締役9名、監査役2名、従業員359名、社外協力者6名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	同上

決議年月日	平成17年 6 月22日
付与対象者の区分及び人数	従業員3名、社外協力者1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	同上

- 2 【自己株式の取得等の状況】 【株式の種類等】該当事項はありません。
  - (1) 【株主総会決議による取得の状況】 該当事項はありません。
  - (2) 【取締役会決議による取得の状況】 該当事項はありません。
  - (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】 該当事項はありません。
  - (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】 該当事項はありません。

#### 3 【配当政策】

当社の利益配分に関する基本方針は、各事業年度の業績を勘案し、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、株主の皆様に対する安定的かつ継続的な利益還元を実施していくことであります。当社は会社法第459条の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨を定めており、年4回の四半期配当を基本方針としております。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、四半期配当に関する上記方針の導入が第2四半期であったため、中間配当として1株当たり900円、第3四半期及び期末配当として1株当たり450円ずつの、年間合計で1株当たり1,800円の利益配当を実施しております。

また、来期につきましては、1株当たり年間2,300円の利益配当と更なる増配を予定しております。

### (注) 基準日が当事業年度に属する取締役会決議による剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額	1 株当たり配当額
平成18年11月15日 取締役会決議	1,306百万円	900円
平成19年 2 月 8 日 取締役会決議	653百万円	450円
平成19年 5 月14日 取締役会決議	655百万円	450円

#### 4 【株価の推移】

### (1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月	平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月
最高(円)		493,000	730,000 138,000	96,200	92,700
最低(円)		236,000	435,000 81,500	61,200	58,100

(注) 1 最高・最低株価は、平成16年11月24日より東京証券取引所(市場第一部)におけるものであり、それ以前は東京証券取引所(マザーズ)におけるものであります。

なお、平成15年10月3日付をもって東京証券取引所(マザーズ)に株式を上場いたしましたので、それ 以前の株価については該当事項はありません。

2 は、株式分割による権利落後の株価であります。

#### (2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成18年10月	11月	12月	平成19年1月	2月	3月
最高(円)	73,800	69,900	70,200	81,400	92,700	86,900
最低(円)	63,300	58,100	66,100	66,400	75,000	76,300

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所(市場第一部)におけるものであります。

# 5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日		略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役会長		千 本 倖 生	昭和17年9月9日生	平成 6年 6月 平成 8年 4月 平成11年 1月 平成17年 1月 平成17年 6月 平成19年 6月	第二電電株式会社(現KDDI株式会社)取締役副社長就任慶應義塾大学経営大学院教授就任当社代表取締役社長就任当社代表取締役社長兼CEO就任当社代表取締役会長兼CEO就任イ・モバイル株式会社代表取締役会長兼CEO就任(現任)当社取締役会長就任(現任)	(注)3	99,140
代表取締役社長		安 井 敏 雄	昭和18年 5 月14日生	昭和47年10月 平成7年10月 平成11年6月	日本アイ・ビー・エム株式会社人社 ウエスタンデジタルジャパン株式会社代表取締役社長就任 ソレクトロンジャパン株式会社(現ソレクトロン様式会社)代表取締役社長就任同社相談役が任法政大学ビジネススクール客員教授就任(現任) 当社収締役就任 当社代表取締役社長兼COO就任 イー・モバイル株式会社取締役就	(注) 3	
				平成19年6月	任 当社代表取締役社長就任(現任) ゴールドマン・サックス証券会社		
取締役		エリック・ガン	昭和38年9月6日生	平成11年11月 平成12年12年2年1月平成17年1月 平成17年1月平成17年6月 平成19年5月 平成19年6月	コールドマン・リックス証分芸社 (現ゴールドマン・サックス証券 株式会社)入社 同社マネージング・ディレクター 就任 当社代表取締役就任 当社代表取締役副社長兼CFO就任 イー・モバイル株式会社代表取締 役就任 イー・モバイル株式会社代表取締 役副社長兼CFO就任 イー・モバイル株式会社代表取締 役副社長東CFO就任 イー・モバイル株式会社代表取締 役計社長兼CFO就任 イー・モバイル株式会社代表取締 役社長兼COO就任(現任) 当社代表取締役副社長就任 当社代表取締役副社長就任	(注) 3	94,765
取締役		ポール・ レイノルズ	昭和32年3月5日生	昭和58年5月 平成12年4月 平成13年11月 平成16年6月	British Telecommunications Plc. 入社 同社 BT Wholesale CEO就任(現 任) BT Group Plc. Director就任(現 任) 当社取締役就任(現任)	(注) 3	
取締役		ウイリアム・ エル・スミス	昭和32年 5 月27日生	昭和54年2月 平成12年1月 平成17年6月 平成19年1月	BellSouth Corporation (現AT&T Inc.) 入社 同社 Chief Technology Officer 就任 当社取締役就任(現任) AT&T Inc. Network Services Senior Vice Presidnet就任(現 任)	(注) 3	

役名	職名	氏名	生年月日		略歴	任期	所有株式数 (株)
				昭和57年4月	日本電信電話公社(現日本電信電話株式会社)入社		761.7
				平成12年4月	慶應義塾大学大学院経営管理研究		
取締役		國領二郎	昭和34年7月19日生	平成15年4月	特敦技就性   慶應義塾大学環境情報学部教授就   任	(注)3	5
				平成16年 6 月 平成18年 4 月	当社取締役就任(現任) 慶應義塾大学総合政策学部教授就		
				昭和45年4月	│ 任(現任) │ 株式会社日立製作所入社		
				昭和51年4月 昭和58年4月	│ 国連事務局入局 │ 日本アイ・ビー・エム株式会社		
取締役		高井健弐	昭和20年4月28日生	平成11年10月	社内弁護士 高石・高井法律事務所 パートナ	(注) 3	
-1///		14 71 K2 30	1,7,10,1	平成14年6月	│一就任 │ 高井法律事務所 弁護士(現任)	(,1)	
				平成16年6月	エー・アンド・アイ システム株式会社監査役就任(現任)		
				平成19年6月 昭和49年4月	│ 当社取締役就任(現任) │ 三菱商事株式会社入社		
				平成5年6月	米国三菱商事会社 Palo Alto事務   所長就任		
				平成12年3月	米国三菱商事会社 上級副社長就		
取締役		井 上 準 二	昭和24年9月18日生	平成15年4月	任   三菱商事株式会社 執行役員就任	(注)3	
				平成15年6月	株式会社アイ・ティ・フロンティア 代表取締役執行役員社長就任		
				平成19年 6 月	(現任) 当社取締役就任(現任)		
				平成6年8月	ゴールドマン・サックス証券会社		
					東京支店(現ゴールドマン・ サックス証券株式会社)入社		
				平成8年4月	ムーア・キャピタル・マネジメン ト ニューヨーク本社入社		
取締役		澁 澤 健	昭和36年3月18日生	平成9年4月	ムーア・キャピタル・マネジメン	(注)3	31
					ト東京事務所 駐在員事務所代表		
				平成13年3月	│ シブサワ・アンド・カンパニー株 式会社 代表取締役就任(現任)		
				平成19年6月 昭和40年4月	当社取締役就任(現任) 日本電信電話公社(現日本電信電		
					話株式会社)入社		
				平成2年4月	国際デジタル通信株式会社(現ソフトバンクテレコム株式会社)入		
<b>一类的时本</b> 尔		<b>级                                    </b>	四和7年4日4日4	平成8年7月	社   同社常務取締役 技術本部副本部   East C	(÷÷\ 4	
常勤監査役		1夜 膝 仙 男	昭和17年1月1日生	平成11年7月	長就任	(注) 4	
					│ IDC株式会社(現ソフトバンクテ │ レコム株式会社) 取締役就任		
				平成15年 6 月 平成17年 1 月	当社監査役就任(現任) イー・モバイル株式会社監査役就		
					任(現任)		
				昭和42年4月	アンダーソン・毛利・ラビノウイッツ法律事務所(現アンダーソ		
監査役		中 元 紘一郎	昭和14年5月11日生	昭和48年1月	ン・毛利・友常法律事務所)入所 同所パートナー就任(現任)	(注) 5	
				平成11年11月 昭和53年4月	当社監査役就任(現任) 岡三証券株式会社入社		
				平成7年8月 平成8年1月	泉州電業株式会社顧問就任   株式会社エステック代表取締役社		
監査役		西村 元秀	昭和30年7月6日生	平成12年1月	長就任(現任) 泉州電業株式会社代表取締役社長	(注) 5	
				平成12年6月	就任(現任)   当社監査役就任(現任)		
			計				193,941

- (注) 1 取締役 ポール・レイノルズ氏、ウイリアム・エル・スミス氏、國領二郎氏、高井健弍氏、井上準二氏及び 澁澤健氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
  - 2 監査役 後藤征男氏、中元紘一郎氏及び西村元秀氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
  - 3 各取締役の任期は、平成19年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成20年3月期に係る定時株主総会終

結の時までであります。

- 4 監査役 後藤征男氏の任期は、平成16年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成20年3月期に係る定時 株主総会終結の時までであります。
- 5 監査役 中元紘一郎氏及び西村元秀氏の任期は、平成19年3月期に係る定時株主総会締結の時から平成23年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 6 当社では、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第2項に定める補欠監査役として柴田雄司氏(現当社内部監査室長)を選任しております。
- 7 当社では、経営監督と業務執行を分離するため、平成14年8月より執行役員制度を導入しております。 執行役員は以下のとおりであります。

執行役員副社長兼ADSL事業本部長兼技術本部長兼WiMAX事業本部長	深 田 浩 仁
専務執行役員 C T O	小 畑 至 弘
専務執行役員	吉 室 誠
専務執行役員兼企画本部長	庄 司 勇 木
常務執行役員兼ADSL事業本部営業本部長	名 取 知 彦
常務執行役員兼広報室長	五十嵐 尚
常務執行役員兼イー・デバイス事業本部長	我 妻 義 孝
常務執行役員CAO兼経理本部長	山 中 初
常務執行役員CFO兼財務本部長	飯 田 さやか
執行役員兼組織管理本部長	貴 田 晃 司
執行役員兼AOL事業本部長	新 岡 勉

#### 6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及びその施策の実施状況

当社が目標とする、永続的な利潤の追求と企業価値の最大化を図るためには、経営と業務の全般に わたり高い透明性と客観性及び実効性を備えたコーポレート・ガバナンスの構築が重要であると認識 しております。

当社では、経営監督と業務執行を分離するため執行役員制度を、また効率的な業務執行のために事業本部制を採用しております。

取締役会においては社外取締役数が過半数を占めており、経営のチェック機能の強化を図ることで経営内容の公正性及び透明性の確保に努めております。社外取締役に関しては、米国及び英国から通信、経営に精通した著名人を招聘し、より客観的な立場から経営の監督を行っております。上記 5 [役員の状況]の表中に記載のとおり、社外取締役の一部は当社株式を保有しておりますが、その他に当社と社外取締役との間で人的関係、資本的関係、取引関係その他の利害関係はありません。

また、常勤の取締役及び各事業本部の幹部による会議を毎週開催し、当面する業務状況の報告と意思統一を行い、変化の著しい経営環境下での迅速な意思決定に努めております。

監査役会は3名で構成されており、常勤監査役を含む全員が社外監査役であります。社外監査役は企業経営や法律の専門家であり、外観上及び実質において独立性を保ちつつ業務執行を有効に監督できる人材が選任されております。当社と社外監査役との間で人的関係、資本的関係、取引関係その他の利害関係はありません。

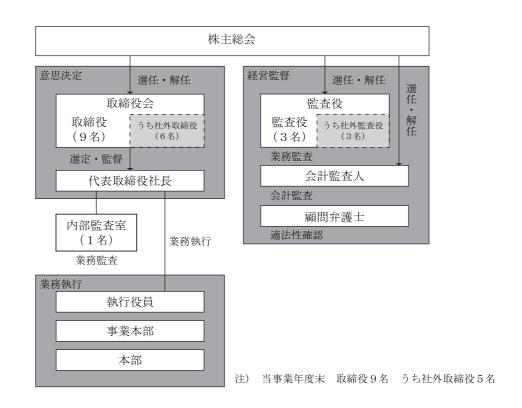
なお、当社の全ての社外取締役及び社外監査役は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する 契約を締結しております。当該責任限定契約の内容の概要は、社外取締役又は社外監査役が、その職 務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項の責任について、金300万 円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担する、という ものであります。

当社定款において、取締役の員数は5名以上15名以下とされています。その選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行われ、また、その解任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の決議をもって行われます。

また、社長直轄の組織として内部監査室が、定例的な部門監査と臨時の特定案件調査や、内部統制およびリスクマネジメントの有効性評価等を行っております。

法令の遵守においては、顧問弁護士によるチェック、アドバイスを適宜受けており、また会計監査人による定期的な会計監査及び内部管理体制のチェック、指導により、コンプライアンスの強化・徹底を図っております。監査役、内部監査室および会計監査人は定期的に、または必要に応じて情報交換を行い、連携を密にすることによってコーポレート・ガバナンスや内部統制の実効性を高めております。

また、当社は平成18年5月11日の取締役会で決議された「内部統制システム整備の基本方針」に基づき、不祥事発生を防止し企業価値の維持向上を実現するために、当社グループのコンプライアンス及びリスク管理を統括する仕組みとして、会長を委員長とするコンプライアンス委員会及びリスク管理委員会を設置し、組織管理本部を事務局と定めるとともに、コンプライアンス規程及びリスク管理規程を制定・施行するなど、内部統制システムの充実に努めております。



### (2) 役員報酬及び監査報酬

当事業年度における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬、及び当社の監査法人に対する監査報酬は以下のとおりであります。

#### 役員報酬:

取締役に支払った報酬 158百万円(うち社外取締役 16百万円)

監査役に支払った報酬 20百万円(うち社外監査役 20百万円)

計 178百万円

#### 監查報酬:

公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬 51百万円

上記以外の業務に基づく報酬 10百万円

計 61百万円

(注) なお、公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬以外の報酬は、四半期財務諸表 等のレビュー、財務報告に係る内部統制のアドバイザリー業務に対するものであります。

#### (3) 会計監査の状況

当社は、会社法に基づく会計監査及び証券取引法に基づく会計監査について、あずさ監査法人と監査契約を締結しておりますが、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には、利害関係はありません。

当期において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成については次のとおりです。

・指定社員・業務執行社員 公認会計士 大西健太郎 (継続監査年数8年(注))

・指定社員・業務執行社員 公認会計士 大津修二 (継続監査年数8年(注))

・監査業務に係る補助者の構成 公認会計士3名、会計士補等5名、その他4名

(注) 最初に提出した有価証券報告書で新たに監査対象となった会計期間(平成14年3月期)から 起算後6年

#### (4) 企業価値向上新株予約権 (eAccess Rights Plan)の導入

当社は平成17年6月22日の定時株主総会において、当社第1回企業価値向上新株予約権(eAccess Rights Plan)の導入を決議しました。

本プランは当社の企業価値を毀損する可能性がある買収者が現れた場合に、買収提案の妥当性や代替案について、十分に検討を行うための情報と時間を確保することを目的としています。買収の提案が企業価値の向上につながる場合は、これを否定すべきではないので、本プランは、その買収提案が企業価値向上につながるかどうかを冷静に検討することを可能にするためのものです。その検討に当たっての主なポイントとしては、その買収によって当社の企業価値、株主、その他のステークホルダーの利益が不当に害されないかどうか、また公共性の高い電気通信事業を営む立場から、消費者に対し信頼性の高いサービスを安定的に供給する責があるため、その買収後も責務を果たすことができるか等の点が挙げられます。

本プランの発動の流れは、以下のとおりです。ある者が特定株式保有者(当社の株券等の保有者、

公開買付者、又は当該保有者かつ公開買付者で、特別関係者や共同保有者と合計して、当社の発行済議決権付株式総数の5分の1を超える議決権付株式を保有する者をいいます。)に該当したことを当社の取締役会が認識したときにはこれを公表します。その公表日の翌日から60日以内に、企業価値向上委員会(社外取締役全員で構成)又は当社取締役会が新株予約権を消却すべきとの決議を行わない場合、新株予約権が行使可能となり、プランが発動されます。本プランが発動されると、特定株式保有者についての上記公表後に設定される基準日時点の全株主(但し、特定株式保有者及びその関係者を除く)に対し、その所有株式1株につき1個の割合で新株予約権が平等に与えられます。これにより、特定株式保有者等以外の株主の持株比率や経済的価値の希薄化を防ぐことができ、株主の権利は保護されます。

なお、3年ごとの株主総会で本プランに対する承認を得る仕組みを導入しており、本プランは常に 株主の信任の下で継続されることとなります。

# 第5 【経理の状況】

#### 1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前連結会計年度(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第 59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前事業年度(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

#### 2 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前連結会計年度(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)及び当連結会計年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)の連結財務諸表並びに前事業年度(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)及び当事業年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)の財務諸表について、あずさ監査法人の監査を受けております。

# 1 【連結財務諸表等】

# (1) 【連結財務諸表】

# 【連結貸借対照表】

		前連結会計年度 (平成18年3月31日)			当連結会計年度 (平成19年 3 月31日)		
区分	注記 番号	金額(百	百万円)	構成比 (%)	金額(百	百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
1 現金及び預金	2		158,654			160,926	
2 売掛金	2		5,452			7,913	
3 たな卸資産	2		41			3,711	
4 繰延税金資産			495			280	
5 その他			2,043			6,245	
貸倒引当金			7			1	
流動資産合計			166,677	85.8		179,073	75.3
固定資産							
1 有形固定資産	2						
(1) 機械設備	2	38,420			38,925		
減価償却累計額		24,123	14,296		26,011	12,914	
(2) 無線通信設備					18,232		
減価償却累計額					252	17,979	
(3) 建設仮勘定			35			4,751	
(4) その他		3,709			5,072		
減価償却累計額	5	2,783	925		2,888	2,185	
有形固定資産合計			15,257	7.9		37,829	15.9
2 無形固定資産	2						
(1) 営業権			772				
(2) のれん						644	
(3) ソフトウェア			1,909			7,832	
(4) ソフトウェア仮勘定			298			1,285	
(5) その他			139			47	
無形固定資産合計			3,118	1.6		9,808	4.1
3 投資その他の資産							
(1) 投資有価証券			2,336			2,554	
(2) 長期前払費用			5,205			6,125	
(3) 繰延税金資産			769			1,399	
(4) その他	1		812			1,049	
投資その他の資産合計			9,122	4.7		11,127	4.7
固定資産合計			27,497	14.2		58,764	24.7
資産合計			194,174	100.0		237,837	100.0
				]			

		前連結会計年度 (平成18年 3 月31日)			A A B結会計年度 19年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円) 構成比 (%)		金額(百万円)		構成比 (%)
(負債の部)						
流動負債						
1 買掛金		758			5,268	
2 一年以内返済予定の 長期借入金	2	3,200			2,590	
3 未払金		4,335			23,460	
4 未払費用		3,491			6,921	
5 未払法人税等		4,127			2,581	
6 リース債務		3,247			1,325	
7 割賦債務	3	28			247	
8 役員賞与引当金		30			50	
9 新株引受権		5				
10 その他		95			276	
流動負債合計		19,316	9.9		42,717	18.0
固定負債						
1 社債		83,000			83,000	
2 長期借入金	2	3,890			1,300	
3 長期リース債務		1,519			183	
4 長期割賦債務	3	50			1,254	
5 金利スワップ債務					1,161	
6 その他		46				
固定負債合計		88,504	45.6		86,898	36.5
負債合計		107,821	55.5		129,616	54.5
(少数株主持分)						
少数株主持分		51,810	26.7			
(資本の部)						
資本金	4	16,403	8.4			
資本剰余金		5,049	2.6			
利益剰余金		13,074	6.7			
その他有価証券評価差額金		17	0.0			
資本合計		34,543	17.8			
負債、少数株主持分 及び資本合計		194,174	100.0			

		前連結会計年度 (平成18年3月31日)			当道 (平成		
区分	注記 番号	<b>今短/王丁</b> 田〉		構成比 (%)	金額(百万円)		構成比 (%)
(純資産の部)							
株主資本							
1 資本金						17,034	
2 資本剰余金						5,685	
3 利益剰余金						10,180	
株主資本合計						32,898	13.8
評価・換算差額等 1 その他有価証券評価 差額金 2 繰延ヘッジ損益						668 1,096	
評価・換算差額等合計						1,765	0.7
新株予約権						2	0.0
少数株主持分						77,087	32.4
純資産合計						108,222	45.5
負債及び純資産合計						237,837	100.0

# 【連結損益計算書】

			前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)			当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)			
	区分	注記 番号	金額(百万円)		百分比 (%)	金額(百万円)		百分比 (%)	
5	5上高		60,353		100.0		56,250	100.0	
5	も上原価			31,589	52.3		31,767	56.5	
	売上総利益			28,764	47.7		24,483	43.5	
Į	<b>仮売費及び一般管理費</b>								
1	広告宣伝費		119			915			
2	販売促進費		5,889			4,044			
3	貸倒引当金繰入額		6						
4	給料手当		2,519			4,114			
5	支払賃借料		671			1,486			
6	業務委託費		6,557			6,549			
7	通信設備使用料					131			
8	減価償却費		299			382			
9	無形固定資産償却額		967			854			
10	研究開発費	1	737			2,568			
11	その他		1,626	19,389	32.1	2,390	23,434	41.7	
	営業利益			9,375	15.5		1,049	1.9	
Ė	営業外収益								
1	受取利息		1			190			
2	受取配当金		4			69			
3	受取手数料		5						
4	その他		14	24	0.0	10	268	0.5	
Ė	営業外費用								
1	支払利息		1,435			1,216			
2	支払手数料		60			1,484			
3	新株発行費		350						
4	新株交付費					167			
5	その他		23	1,869	3.1	14	2,882	5.1	
	経常利益又は 経常損失( )			7,531	12.5		1,564	2.8	

			(自 平	E結会計年度 成17年 4 月 1 日 成18年 3 月31日	∃)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)			
	区分	注記番号	金額(百	百万円)	百分比 (%)	金額(百	百分比 (%)		
4	寺別利益								
1	固定資産売却益	2	1						
2	投資有価証券売却益					12			
3	貸倒引当金戻入益			1	0.0	1	12	0.0	
4	寺別損失								
1	関係会社出資金評価損		16						
2	固定資産除却損	3	24			48			
3	減損損失	4		41	0.1	134	181	0.3	
	税金等調整前当期純利益 又は税金等調整前当期 純損失( )			7,491	12.4		1,733	3.1	
	法人税、住民税 及び事業税		3,863			4,303			
	法人税等調整額		845	3,018	5.0	290	4,593	8.2	
	少数株主損失			547	0.9		7,235	12.9	
	当期純利益			5,020	8.3		909	1.6	

# 【連結剰余金計算書】

		前連結会計年度 (自 平成17年 4 月 1 日 至 平成18年 3 月31日)				
区分	注記番号	金額(百	百万円)			
(資本剰余金の部)						
資本剰余金期首残高			3,880			
資本剰余金増加高						
増資による新株式の発行		1,169	1,169			
資本剰余金期末残高			5,049			
(利益剰余金の部)						
利益剰余金期首残高			9,352			
利益剰余金増加高						
1 当期純利益		5,020				
2 持分変動差額		343	5,363			
利益剰余金減少高						
1 新規連結に伴う減少高		3				
2 配当金		1,638	1,641			
利益剰余金期末残高			13,074			

# 【連結株主資本等変動計算書】

# 当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計			
平成18年3月31日残高(百万円)	16,403	5,049	13,074	34,526			
当連結会計年度中の変動額							
新株の発行	631	631		1,262			
新株引受権の行使		5		5			
連結子会社の増資による 持分変動差額			243	243			
持分変動差額に関する 税効果の認識			238	238			
剰余金の配当 (注)			1,849	1,849			
剰余金の配当			1,959	1,959			
当期純利益			909	909			
株主資本以外の項目の 当連結会計年度中の変動額(純額)							
当連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	631	636	2,895	1,628			
平成19年3月31日残高(百万円)	17,034	5,685	10,180	32,898			

	評価・換算差額等				新株予約権			
	その他 有価証券 評価差金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額合計	新株予約権	新株引受権	新株予約権 合計	少数株主 持分	純資産 合計
平成18年3月31日残高(百万円)	17		17	2	5	7	51,810	86,360
当連結会計年度中の変動額								
新株の発行								1,262
新株引受権の行使								5
連結子会社の増資による 持分変動差額								243
持分変動差額に関する 税効果の認識								238
剰余金の配当 (注)								1,849
剰余金の配当								1,959
当期純利益								909
株主資本以外の項目の 当連結会計年度中の変動額(純額)	686	1,096	1,782		5	5	25,276	23,489
当連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	686	1,096	1,782		5	5	25,276	21,862
平成19年3月31日残高(百万円)	668	1,096	1,765	2		2	77,087	108,222

<sup>(</sup>注)平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

# 【連結キャッシュ・フロー計算書】

			前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
Ė	====================================			
1	税金等調整前当期純利益			
2	(又は税金等調整前当期純損失) 減価償却費		7,491 9,577	1,733 8,286
3	無形固定資産償却額		1,185	1,107
4	無形回足員 注 順 却 領 貸倒引 当 金 の 増 (減)額		1,105	6
5	受員賞与引当金の増加額		0	20
6	受取利息及び受取配当金		5	259
7	支払利息		1,435	1,216
8	新株発行費		350	1,210
9	株式交付費		330	167
10	固定資産売却益		1	.01
11	関係会社出資金評価損		16	
12	固定資産除却損		24	48
13	減損損失			134
14	投資有価証券売却益			12
15	売掛金の(増)減額		223	2,461
16	たな卸資産の(増)減額		13	3,671
17	長期前払費用の(増)減額		43	645
18	その他資産の増加額		502	2,879
19	買掛金の増(減)額		137	4,510
20	未払金の増(減)額		1,989	682
21	未払費用の増(減)額		3,056	3,434
22	その他負債の増(減)額		23	84
23	その他			3
	小計		18,629	6,661
24	利息及び配当金の受取額		5	166
25	利息の支払額		1,437	1,221
26	金利キャップ購入による支出			1,212
27	法人税等の支払額		11	5,798
	営業活動によるキャッシュ・フロー		17,186	1,404

		前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
投資活動によるキャッシュ・フロー			
1 投資有価証券の取得による支出		2,107	1,725
2 投資有価証券の売却による収入			363
3 関係会社出資金による支出		28	
4 有形固定資産の取得による支出		5,952	15,886
5 無形固定資産の取得による支出		919	3,087
6 その他		3	
投資活動によるキャッシュ・フロー		9,003	20,335
財務活動によるキャッシュ・フロー			
1 リース債務の返済による支出		5,196	3,258
2 割賦債務の返済による支出		172	28
3 長期借入れによる収入		6,000	
4 長期借入金の返済による支出		2,260	3,200
5 コミットメントライン設定に伴う支出		6,000	
6 株式の発行による収入		2,309	1,253
7 少数株主への株式発行による収入		52,515	34,223
8 連結子会社株式の追加取得に伴う支出			1,199
9 連結子会社の株式発行に伴う支出		157	39
10 配当金の支払額		1,638	3,743
財務活動によるキャッシュ・フロー		45,401	24,010
現金及び現金同等物の増加額		53,583	2,272
現金及び現金同等物の期首残高		104,770	158,654
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	2	300	
現金及び現金同等物の期末残高	1	158,654	160,926

項目	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	連結子会社の数 1社 連結子会社の名称 イー・モバイル株式会社 同社は、当連結会計年度よ り重要性が増加したため連結 の範囲に含めております。	連結子会社の数 3 社 連結子会社の名称 イー・モバイル株式会社 株式会社カルティブ CV1投資事業有限責任組合 株式会社カルティブ及びCV1 投資事業有限責任組合につい ては、新規設立に伴い、当連 結会計年度より連結子会社に 含めております。
	非連結子会社の名称 有限責任中間法人ミナト・ライ ツマネジメント 同社は、小規模であり、総 資産、売上高、当期純損益及 び利益剰余金等はいずれも連 結財務諸表に重要な影響を及 ぼしていないため、連結の範 囲から除いております。	非連結子会社の名称 同左
2 持分法の適用に関する事 項	持分法を適用していない非連結子会社の名称 有限責任中間法人ミナト・ライツマネジメント 同社は、当期純損益及び利益剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。	持分法を適用していない非連結子会社 の名称 同左
3 連結子会社の事業年度等 に関する事項	連結子会社の決算日と連結決算日は 一致しております。	連結子会社のうち、CV1投資事業有限責任組合は決算日が12月31日であります。連結財務諸表作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。
4 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準 及び評価方法	有価証券 その他有価証券 a.時価のあるもの 連結決算日の市場価格等に 基づく時価法(評価差額は全 部資本直入法により処理し、 売却原価は移動平均法により 算定)によっております。	有価証券 その他有価証券 a.時価のあるもの 連結決算日の市場価格等に 基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理 し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。

項目	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
(2) 重要な減価償却資産の 減価償却の方法	b. 時価のないもの 移動平均法による原価法に よっております。 デリバティブ 時価法によっております。 たな卸資産 商品及び貯蔵品 移動平均法による原価法によっ ております。 有形固定資産 機械設備及び端末設備については	b. 時価のないもの 同左 デリバティブ 同左 たな卸資産 商品、原材料及び貯蔵品 移動平均法による原価法によっ ております。 有形固定資産 機械設備、無線通信設備及び端末
	定額法によび備品についております。建物及び工具器具及び備品について耐用によるのとおります。 8~15年機械設備 3~5年機械設備 3~5年 3年 20年 とのであります。 3年 20年 15年 15年 15年 15年 15年 15年 15年 15年 15年 15	設備については定額法によっております。建物及び工具、器具及び間によっておりでありでありであります。 建物 8~15年機械設備 3~5年機械設備 3~5年機械設備 2~20年端末設 3~4年間 3年間 3年間 3年間 3年間 3年間 3年間 3年間 3年間 3年間 3
	無形固定資産 (ソフトウェア) 自社利用のソフトウエアについては、社内における見込利用可能期間(3~5年)に基づく定額法によっております。 (営業権) 5年以内の定額法によっております。 (施設利用権) 契約期間(5年)に基づく定額法によっております。	無形固定資産 (ソフトウェア) 同左 (のれん) 5年以内の定額法によってお ります。 (施設利用権) 同左

項目	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	長期前払費用 借入枠(コミットメントライン)の 設定に伴う手数料については、契約 調印月からの最長返済年限(7年) に基づく定額法によっております。	長期前払費用 (借入枠の設定に伴う手数料) 借入枠(コミットメントライン) の設定に伴う手数料については、 契約調印月からの最長返済年限(7年)に基づく定額法によっております。 (ローミングサービスの利用額) ローミングサービスの提供を受ける事業者への支出額についら契 は、音声サービス開始時点から契 約期間(平成22年11月まで)にわたり定額法により償却します。
	(追加情報) 固定資産の減損に係る会計基準 「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)が平成17年4月1日以降開始する事業に使い、同会計基準及び同適用指針を適用しております。これによる最高に与える影響はありません。	
(3) 重要な繰延資産の処理 方法	新株発行費 支出時に全額費用として処理してお ります。	株式交付費 支出時に全額費用として処理してお ります。
(4) 重要な引当金の計上基 準	貸倒引当金 売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。	貸倒引当金 同左
	役員賞与引当金 当社の取締役に対する賞与の支給 に備えるため、支給見込額を計上し ております。なお、株主総会で決議 された報酬限度額内において支給を 予定しているものであります。	役員賞与引当金 当社の取締役に対する賞与の支給 に備えるため、支給見込額を計上し ております。

項目	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
(5) 重要なリース取引の処 理方法	(追加情報) 取締役に対する賞与は、当連結会計年度より初めて支給を予定理に関する当質与の会計処理に関する当面の取扱に関する当直を発生時にのが、「役員では、13号)とでは、13号)とでは、13号)とでは、13号)とでは、13号)をは、13号)をは、1	同左
(6) 重要なヘッジ会計の方法	関取引に係る方法に挙した会計処理によっております。	ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合には特例処理によっております。 ヘッジ手段とヘッジ対象 (ヘッジ手段) 金利キャッジ 金利キャップ (ヘッジ (ヘッジ (ヘッジ (ヘッジ (ヘッジ (ヘッジ 大力 会利 大力 なも で会別 との で会別 で会別 で会別 のので会利スワップ取引
	のサスクを回避する目的で並利スクップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。  ヘッジ有効性の評価方法 特例処理の用件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。	を回避する目的で並利スグック取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。 また、借入金の金利変動によるリスクを回避する目的で金利キャップ取引を行っており、対象債務の範囲内でへッジを行って価値があります。 ヘッジ開始時からて、ヘッジ開始において、の期間において、の場間において、の累計を比で、カッジ手段の相場変動の累計を比でしております。また、プ取引についております。

項目	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)
(7) その他連結財務諸表作 成のための基本となる 重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式に よっております	消費税等の会計処理 同左
5 連結子会社の資産及び負 債の評価に関する事項	連結子会社の資産及び負債の評価方法は、全面時価評価法によっております。	同左
6 のれん及び負ののれんの 償却に関する事項		5 年間で均等償却しております。
7 利益処分項目等の取扱い に関する事項	利益処分又は損失処理の取扱い方法 については、連結会計年度中に確定し た利益処分又は損失処理に基づいてお ります。	
8 連結キャッシュ・フロー 計算書における資金の範 囲	連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左

### 会計処理の変更

*************************************	ソハキ(けんき) 左京
前連結会計年度   (自 平成17年4月1日	当連結会計年度 (自 平成18年 4 月 1 日
至 平成11年4月1日	至 平成19年3月31日)
主 干版10年3月31日)	貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準の適用 当連結会計年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。 なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は32,230百万円であります。 連結財務諸表規則の改正により、当連結会計年度における連結財務諸表は、改正後の連結財務諸表規則により作成しております。
	ストック・オプション等に関する会計基準の適用 当連結会計年度から「ストック・オプション等 に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成 17年12月27日)及び「ストック・オプション等に 関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用 指針第11号 最終改正平成18年5月31日)を適用 しております。 なお、当該会計基準及び適用指針の適用による 当連結財務諸表への影響はありません。

### 表示方法の変更

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い 当連結会計年度から「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成 18年8月11日 実務対応報告第1号)を適用して おります。 これに伴い、前連結会計年度において営業外費 用の内訳及び営業活動によるキャッシュ・フロー の内訳として表示していた「新株発行費」は、当 連結会計年度より「株式交付費」として表示する 方法に変更しております。
	前連結会計年度において無形固定資産の内訳として表示していた「営業権」は、当連結会計年度より「のれん」として表示する方法に変更しております。

### 注記事項

(連結貸借対照表関係)

	会計年度 5 3 月31日)	当連結会計年度 (平成19年 3 月31日)			
1 非連結子会社に対するあります。	る出資金の額は、12百万円で	1	非連結子会社に対する出 あります。	出資金の額は、9百万円で	
円、一年以内返済予2	百万円(長期借入金710百万 定の長期借入金1,320百万円) いるものは、次のとおりであ	2	担保資産 当社借入金 借入金710百万円(一年 入金710百万円)の担保資 次のとおりであります。	以内に返済予定の長期借 産に供しているものは、	
機械設備	451百万円(帳簿価額)		機械設備	209百万円(帳簿価額)	
			ミットメントライン契約主要資産人の保存を受け出れて担保をでして担保をでして担保をでは、「ア)担保提供期間をでは、「ア)担保提出する。「大学をは、「ア)担保とは、「ア)担保は、「大学をできる。」では、「大学をいきます。」では、「大学をいきない。」では、「大学をいきない。」では、「大学をいきない。」は、「大学をいきないるいまない。」は、「大学をいきないるいるいまない。」は、「大学をいきない。」は、「大学をいきない。」は、「大学をいきない。」は、「大学をいきない。」は、「ないまない。」は、「ないるいきない。」は、「ないるいきないるい。」は、「ないるいるいるいい。」は、「ないるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいる	イル株式会社の 3 コに関し、同社の保有するでする全てのイー・モバイが設定されております。 会計年度末の担保提供資おりであります。 ラインによる借入返 会社の担保提供資産 109,557百百万円 3,506百万円 13,433百万円 132,892百万円	

#### 前連結会計年度 (平成18年3月31日)

3 連結子会社イー・モバイル株式会社は、平成18年 3月にモバイル事業で必要となる資金を確保する ために取引銀行10行と総額220,000百万円、借入 期間最長7年の借入枠(コミットメントライン)を 設定いたしました。当連結会計年度末の借入未実 行残高は次のとおりであります。

> 貸出コミットメントの総額 220,000百万円 借入実行残高 - 百万円

> > 差引額 220,000百万円

なお、このコミットメントラインに関し、同社の保有する主要資産及び当社の保有する全てのイー・モバイル社株式について担保権設定の旨の合意がなされております。また財務制限条項及びオペレーティング制限条項が付されております。

4 当社の発行済株式総数は、普通株式1,422,605株であります。

5

#### 当連結会計年度 (平成19年3月31日)

3 借入枠等の実行状況

連結子会社イー・モバイル株式会社は、平成18年3月にモバイル事業で必要となる資金を確保するために取引銀行27行と総額220,000百万円、借入期間最長7年の借入枠(コミットメントライン)を設定しております。当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額220,000百万円借入実行残高-百万円差引額220,000百万円

なお、このコミットメントラインに関し、財務制限条項及びオペレーティング制限条項が付されております。また、担保資産の状況は2 に記載しております。

連結子会社イー・モバイル株式会社は、モバイル事業のネットワーク構築に係る資金を確保するためにリース会社7社と総額30,000百万円の割賦契約枠を設定しております。当連結会計年度末の割賦未実行残高は次のとおりであります。

割賦契約枠の総額 30,000百万円 割賦契約実行残高 1,469百万円 差引額 28,531百万円

5 減価償却累計額には、減損損失累計額を含めて表示しております。

4

### (連結損益計算書関係)

前連結会計年度 当連結会計年度 平成17年4月1日 (自 平成18年4月1日 平成18年3月31日) 平成19年3月31日) 1 一般管理費に含まれる研究開発費は次のとおり 1 一般管理費に含まれる研究開発費は次のとおり であります。 であります。 一般管理費 737百万円 一般管理費 2,568百万円 2 2 車両の売却益であります。 3 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。 工具、器具及び備品 11百万円 機械設備 1百万円 ソフトウエア 13百万円 端末設備 11百万円 合計 24百万円 工具、器具及び備品 13百万円 ソフトウエア 2百万円 ソフトウエア仮勘定 20百万円 48百万円 合計 4 当連結会計年度において、当社は以下の資産グ 4 ループについて減損損失を計上しております。 場所 用途 種類 金額 工具、器具 ISP事業 52百万円 及び備品 東京都 資産 ソフトウエア 81百万円 当社は、提供するサービスに応じた事業をひ とつの単位として資産のグルーピングを行っ ております。ただし、資産の処分や事業の廃 止に関する意思決定を行った資産及び将来の 使用が見込まれない遊休資産については、そ れぞれがキャッシュ・フローを生み出す最小 の単位としてグルーピングを行っておりま す。 当連結会計年度においてISP事業における提供 サービスの一部見直しを行った結果、投資の 回収が困難と判断されたためサービス停止を 決定した設備について帳簿価額を回収可能価 額まで減額し、当該減少額を減損損失として 特別損失に計上しております。なお、当資産 の回収可能価額は、将来キャッシュ・フロー がマイナスであり、また、売却可能性も低い ため、備忘価額としております。

### (連結株主資本等変動計算書関係)

当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

#### 1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	1,422,605	33,140	-	1,455,745

#### (変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

ストック・オプションの行使による増加 10.920株

新株引受権の行使による増加 22,220株

#### 2 新株予約権等に関する事項

		□ 65 L 45 Z		目的となる株式の数(株)			当連結会計 年度末残高 (百万円)
会社名	向上新株予約権 (注) 1 (新株引受権) 第 1 回無担保 分離型新株 引受権付社債 (注) 2 (新株予約権) ストック・ オプション (注) 3 (新株予約権) ストック・ オプション オプション	増加	減少	当連結 会計年度末			
	第 1 回企業価値 向上新株予約権	普通株式	2,700,000			2,700,000	2
提出会社 (親会社)	第1回無担保 分離型新株 引受権付社債	普通株式	22,220		22,220		
	ストック・ オプション						
連結子会社	ストック・						
合計		2,722,220		22,220	2,700,000	2	

- (注) 1 本新株予約権は、当社の株式を大量取得しようとする者(買収提案者等)が現れ、かつ当社の 社外取締役全員で構成される「企業価値向上検討委員会」が買収提案を拒否した場合のみ株 主に割り当てられ権利行使が可能となります。現時点では上記のような買収提案者は現れて いないため、当該新株予約権の権利行使期間初日は到来しておりません。
  - 2 本新株引受権の減少22,220株は、権利行使によるものであります。
  - 3 会社法施行日前に付与されたストック・オプションであるため残高はありません。
  - 4 連結子会社は未公開企業であり、当該ストック・オプションは単位当たりの本源的価値の見 積りによって算定しており、付与時における本源的価値合計がゼロのため残高はありません。 また、会社法施行日前に付与されたストック・オプションについては、残高はありません。
- 3 自己株式に関する事項 該当事項はありません。

### 4 配当に関する事項

### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成18年 6 月22日 定時株主総会	普通株式	1,849百万円	1,300円	平成18年3月31日	平成18年 6 月23日
平成18年11月15日 取締役会	普通株式	1,306百万円	900円	平成18年9月30日	平成18年12月8日
平成19年2月8日 取締役会	普通株式	653百万円	450円	平成18年12月31日	平成19年3月9日

### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1 株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成19年 5 月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	655百万円	450円	平成19年3月31日	平成19年6月28日

### 5 その他の事項

少数株主持分の当連結会計年度中の主な変動事由は、連結子会社の増資による少数株主持分の増加34,209百万円であります。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成17年 4 月 1 日 至 平成18年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表 に掲記されている科目の金額との関係 「現金及び現金同等物」の期末残高と連結貸借対照 表に掲記されている「現金及び預金」の金額は一致 しております。	1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表 に掲記されている科目の金額との関係 同左
2 当連結会計年度より、イー・モバイル株式会社の 重要性が増したため、連結の範囲に含めておりま す。これに伴い、現金及び現金同等物が増加してお りますが、その増加額は、「新規連結に伴う現金及 び現金同等物の増加額」に独立して表示しておりま す。なお、新規連結時において現金及び現金同等物 以外の重要な資産及び負債はありません。	2
3	3 重要な非資金取引の内容 当連結会計年度に新たに計上した割賦購入に係 る資産及びその債務の額は、それぞれ、1,469百万 円であります。

### (有価証券関係)

### 1 その他有価証券で時価のあるもの

(単位:百万円)

(羊位:白川口)						
	前連結会計年度			当連結会計年度		
	(平成18年3月31日)			(平成19年3月31日)		
区分		連結			連結	
	取得原価	貸借対照表	差額	取得原価	貸借対照表	差額
		計上額			計上額	
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの						
株式	2,107	2,136	29	-	-	-
小計	2,107	2,136	29	-	-	-
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの						
株式	-	-	-	3,356	2,229	1,127
小計	-	-	-	3,356	2,229	1,127
合計	2,107	2,136	29	3,356	2,229	1,127

### 2 時価評価されていない主な有価証券の内容

(単位:百万円)

区分	前連結会計年度 (平成18年 3 月31日)	当連結会計年度 (平成19年3月31日)	
	連結貸借対照表計上額	連結貸借対照表計上額	
その他有価証券 非上場株式	200	325	
合計	200	325	

### 3 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)

区分	前連結会計年度 ( 平成18年 3 月31日)	当連結会計年度 (平成19年 3 月31日)
売却額	-	363
売却益の合計額	-	12
売却損の合計額	-	-

#### (デリバティブ取引関係)

#### 1 取引の状況に関する事項

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

当連結会計年度

#### 取引の内容及び利用目的等

社債の金利変動リスクを回避もしくは低減することを目的に、金利スワップ取引を行っております。 なお、デリバティブ取引を利用してヘッジ会計を行っております。

(1) ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)

金利スワップ

(ヘッジ対象)

社債

#### (2) ヘッジ方針

当社グループは、社債の金利リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の 識別は個別契約毎に行っております。

#### (3) ヘッジの有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件の検討を行うこと により、有効性の評価に代えております。

#### 取引に対する取組方針

当社グループでは、発生金利の元本の残高に基づいた金利スワップ取引のみを利用することとしており、 投機目的のものは行わない方針であります。

#### 取引に係るリスクの内容

当社グループが利用している金利スワップ取引は市場金利変動によるリスクを有しております。また当社グループのデリバティブ取引の契約先は、信用度の高い金融機関であるため、相手方の契約不履行から生じる信用リスクはほとんどないものと判断しております

#### 取引に係るリスク管理体制

デリバティブ取引の実行及び管理は、社内管理規程に従い、経理部に集中しております。経理部は、リスク管理対象の取引(予定取引を含む)が発生した場合、当該取引がリスク管理の対象であることを関係者に徹底させ、変動リスクの回避・低減を図るためのヘッジ手段を明示し、必要であればその手続きをとるために、経理担当取締役(CFO)の承認を経て、稟議決裁を行っております。

#### 取引の内容及び利用目的等

社債及び借入金の金利変動リスクを回避もしくは低減することを目的に、金利スワップ取引及び金利キャップ取引を行っております。なお、デリバティブ取引を利用してヘッジ会計を行っております。

(1) ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)

金利スワップ

金利キャップ

(ヘッジ対象)

社債

借入金

(2) ヘッジ方針

当社グループは、社債の市場金利変動によるリスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。また、借入金の金利変動によるリスクを回避する目的で金利キャップ取引を行っており、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

#### (3) ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。また、特例処理によっている金利スワップ取引については、有効性の評価を省略しております。取引に対する取組方針

当社グループでは、発生金利の元本の残高に基づいた金利スワップ取引及び金利キャップ取引のみを利用することとしており、投機目的のものは行わない方針であります。

#### 取引に係るリスクの内容

当社グループが利用している金利スワップ取引及び 金利キャップ取引は市場金利変動によるリスクを有し ております。また当社グループのデリバティブ取引の 契約先は、信用度の高い金融機関であるため、相手方 の契約不履行から生じる信用リスクはほとんどないも のと判断しております。

取引に係るリスク管理体制

同左

### 2 取引の時価等に関する事項

前連結会計年度(平成18年3月31日現在)

ヘッジ会計が適用されている金利スワップ取引以外は、該当事項はありません。

当連結会計年度(平成19年3月31日現在)

ヘッジ会計が適用されている金利スワップ取引及び金利キャップ取引以外は、該当事項 はありません。

# (退職給付関係)

	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
1	採用している退職給付制度の概要 「確定拠出年金制度」を採用しております。	1 採用している退職給付制度の概要 同左	
2	<ul><li>退職給付費用に関する事項 確定拠出年金への掛金支払額 52百万円</li></ul>	2 退職給付費用に関する事項 確定拠出年金への掛金支払額 94百万	円

# (ストック・オプション等関係)

当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

### 1 ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

# (1) ストック・オプションの内容

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成13年 9 月10日	平成14年 2 月25日	平成14年8月6日
付与対象者の 区分及び人数	当社取締役 3人 当社従業員 197人 認定支援者 3人	当社取締役 3人 当社従業員 196人	当社取締役 3人 当社従業員 214人
株式の種類及び 付与数 (注)1、2	普通株式 17,535株	普通株式 20,690株	普通株式 19,210株
付与日	平成13年 9 月30日	平成14年 3 月22日	平成14年 8 月20日
権利確定条件 (注)3	付与日から権利確定日ま で当社または当社のグラープ事業会社の役員まる は従業員の地位にある、 は従業員の地位にある、 と。その他の条件はで 社と被付与者との間で 結する「新株引受権付与 契約」に定める。	同左	付与日本 は は から を は がっ から 権利 確 定 日 がら を は 当 社 の グ は ま ご ま 業 会 社 位 に は し と で さ で 当 業 員 の 他 の 条 件 の 他 の 条 件 の 他 の 者 と の 間 で 締 は と さ る 「 新 株 予 約 権 付 与 ま が 」 に 定 め る。
対象勤務期間 (注)3	付与日から権利確定日まで	同左	同左
権利行使期間	平成13年9月30日から 平成23年9月9日まで	平成14年3月22日から 平成24年2月24日まで	平成14年8月20日から 平成24年8月5日まで

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成15年 1 月15日	平成15年 2 月25日	平成15年 8 月12日
付与対象者の 区分及び人数	当社取締役 3人 当社従業員 219人	当社取締役 1人 当社従業員 1人	当社取締役 4人 当社従業員 224人
株式の種類及び 付与数 (注)1、2	普通株式 6,815株	普通株式 1,560株	普通株式 21,975株
付与日	平成15年 1 月16日	平成15年 4 月 1 日	平成15年 8 月13日
権利確定条件 (注)3	付与日から権利確定日子 で当社またはの役員ま で当社また社の役員まる は従業員の地位にある、 は従来員の他の条件間で とと被付与者子 にとなる「新株子 に定める。	同左	同左
対象勤務期間 (注)3	付与日から権利確定日まで	同左	同左
権利行使期間	平成15年 1 月16日から 平成25年 1 月14日まで	平成15年4月1日から 平成25年2月24日まで	平成15年 8 月13日から 平成25年 8 月11日まで

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成16年 6 月29日	平成16年 6 月29日	平成17年 6 月22日
付与対象者の 区分及び人数	当社取締役 10人 当社監査役 2人 当社従業員 377人	当社従業員 6人 社外協力者 1人	当社取締役 10人 当社監査役 2人 当社従業員 423人
株式の種類及び 付与数(注)1	普通株式 39,230株 (注)2	普通株式 495株	普通株式 46,450株
付与日	平成16年7月1日	平成16年 8 月18日	平成17年7月1日
権利確定条件 (注)3	付与日から権利確定日ま で当社または当社のグループ事業会社の役員また は従業員の地位にあること。その他の条件は、 と、その他の条件間で 社と被付与者との間で結する「新株予約権付与 契約」に定める。	同左	同左
対象勤務期間 (注)3	付与日から権利確定日まで	同左	同左
権利行使期間	平成16年7月1日から 平成26年6月28日まで	平成16年8月18日から 平成26年8月9日まで	平成17年7月1日から 平成27年6月21日まで

会社名	提出会社	イー・モバイル株式会社	イー・モバイル株式会社
決議年月日	平成17年 6 月22日	平成17年 8 月10日	平成18年 2 月27日
付与対象者の 区分及び人数	当社従業員 4人 社外協力者 1人	当社取締役       3人         当社監査役       1人         当社従業員       432人	当社取締役       4人         当社監査役       1人         当社従業員       467人         社外協力者       1人
株式の種類及び 付与数(注)1	普通株式 1,050株	普通株式 14,692株	普通株式 73,324株
付与日	平成17年 8 月25日	平成17年 8 月25日	平成18年 2 月28日
権利確定条件 (注)3	付与日から権利確定日まで当社または当社のグループ事業会社の役員または従業員の地位にあること。その他の条件はで設合とと被付与者との間で新株予約権付与契約」に定める。	イートリス イー イー イー 大田 小 で で で で で で で で で で で で で で で で で で	同左
対象勤務期間 (注)3	付与日から権利確定日まで	同左	同左
権利行使期間	平成17年 8 月25日から 平成27年 6 月22日まで	平成17年8月25日から 平成27年8月10日まで	平成18年 2 月28日から 平成28年 2 月27日まで

会社名	イー・モバイル株式会社	イー・モバイル株式会社	イー・モバイル株式会社
決議年月日	平成18年 4 月24日	平成18年 8 月30日	平成18年12月11日
付与対象者の 区分及び人数	子会社監査役       1人         当社取締役       3人         当社従業員       105人         社外協力者       10人	子会社取締役 3人 社外協力者 1人	子会社取締役 3人 当社従業員 93人 社外協力者 1人
株式の種類及び 付与数(注)1	普通株式 31,137株	普通株式 200株	普通株式 2,700株
付与日	平成18年 4 月28日	平成18年 8 月31日	平成18年12月13日
権利確定条件 (注)3	イー・ 田内国券取引場で 一・ 一・ 一・ 一・ 一・ 一・ 一・ 一・ 一・ 一・ 一・ 一・ 一・	同左	同左

会社名	イー・モバイル株式会社	イー・モバイル株式会社	イー・モバイル株式会社
対象勤務期間 (注)3	付与日から権利確定日まで	同左	同左
権利行使期間	平成18年4月28日から 平成28年4月24日まで	平成18年8月31日から 平成28年8月30日まで	平成18年12月13日から 平成28年12月11日まで

- (注) 1 ストック・オプション数は株式数に換算して記載しております。
  - 2 平成16年9月21日付の株式分割(1:5)を考慮し、分割後の数に換算して記載しております。
  - 3 付与日から2年経過時点で付与数の一定割合の権利行使が可能となり、その後1年毎に段階的に権利行使割合が増加し、4年経過時点で付与数全ての権利行使が可能となります。ただし、付与日から2年経過時点、またその後1年毎の期間においても、「新株予約権(引受権)付与契約」に規定される一定の場合においては、権利行使が認められます。

#### (2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	
決議年月日	平成13年 9 月10日	平成14年 2 月25日	平成14年8月6日	
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末				
付与				
失効				
権利確定				
未確定残				
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	1,780	3,940	7,545	
権利確定				
権利行使	840	2,045	3,485	
失効				
未行使残	940	1,895	4,060	

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成15年 1 月15日	平成15年 2 月25日	平成15年8月12日
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	100	700	10,500
付与			
失効	5		165
権利確定	95	700	5,060
未確定残			5,275
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	1,075		3,105
権利確定	95	700	5,060
権利行使	480	415	3,655
失効			
未行使残	690	285	4,510

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成16年 6 月29日	平成16年 6 月29日	平成17年6月22日
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	36,835	405	45,010
付与			
失効	755	30	2,690
権利確定	9,740	104	
未確定残	26,340	271	42,320
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末			
権利確定	9,740	104	
権利行使			
失効	225	10	
未行使残	9,515	94	

会社名	提出会社	イー・モバイル株式会社	イー・モバイル株式会社
決議年月日	平成17年 6 月22日	平成17年8月10日	平成18年 2 月27日
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	1,050	14,309	73,254
付与			
失効	300	1,131	1,808
権利確定			
未確定残	750	13,178	71,446
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末			
権利確定			
権利行使			
失効			
未行使残			

会社名	イー・モバイル株式会社	イー・モバイル株式会社	イー・モバイル株式会社
決議年月日	平成18年 4 月24日	平成18年 8 月30日	平成18年12月11日
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末			
付与	31,137	200	2,700
失効	98		10
権利確定			
未確定残	31,039	200	2,690
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末			
権利確定			
権利行使			
失効			
未行使残			

### 単価情報

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成13年9月10日	平成14年 2 月25日	平成14年8月6日
権利行使価格 (円)	24,000	24,000	24,000
行使時平均株価(円)	76,004	79,005	74,588
付与日における公正な 評価単価(円)			

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成15年 1 月15日	平成15年 2 月25日	平成15年8月12日
権利行使価格 (円)	24,000	24,000	24,000
行使時平均株価(円)	79,359	81,342	74,345
付与日における公正な 評価単価(円)			

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成16年 6 月29日	平成16年 6 月29日	平成17年 6 月22日
権利行使価格(円)	139,000	134,410	76,565
行使時平均株価 (円)			
付与日における公正な 評価単価(円)			

会社名	提出会社	イー・モバイル株式会社	イー・モバイル株式会社
決議年月日	平成17年 6 月22日	平成17年8月10日	平成18年 2 月27日
権利行使価格(円)	80,168	50,000	75,000
行使時平均株価 (円)			
付与日における公正な 評価単価(円)			

会社名	イー・モバイル株式会社	イー・モバイル株式会社	イー・モバイル株式会社
決議年月日	平成18年 4 月24日	平成18年3月30日	平成18年12月11日
権利行使価格(円)	85,000	85,000	85,000
行使時平均株価(円)			
付与日における公正な 評価単価(円)			

### 2 ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

連結子会社 (イー・モバイル株式会社)

当連結会計年度において付与されたストック・オプションの単価は、未公開企業であるため、単位当たりの本源的価値を見積る方法により算定しております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社(イー・モバイル株式会社)の株式価値は、割引キャッシュ・フロー法に基づいて算出しております。

なお、当連結会計年度における本源的価値はゼロとなり、ストック・オプションの 公正な評価単価もゼロと算定しております。

# (税効果会計関係)

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)			
1	1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因 別の内訳 (繰延税金資産)		1	繰延税金資産及び繰延税金負債の 別の内訳 (繰延税金資産)	発生の主な原因
	未払事業税	385百万円		未払事業税	250百万円
	リース資産償却費否認	202百万円		未払費用否認	117百万円
	減価償却費超過額	493百万円		リース資産償却費否認	115百万円
	臨時償却費	71百万円		減価償却費超過額	387百万円
	棚卸資産評価損	24百万円		臨時償却費	127百万円
	未払費用否認	153百万円		減損損失	54百万円
	子会社の繰越欠損金	640百万円		その他有価証券評価差額金	459百万円
	その他	62百万円		繰延ヘッジ損益	854百万円
	繰延税金資産小計	2,030百万円		子会社の繰越欠損金	5,871百万円
	評価性引当額	754百万円		その他	79百万円
	繰延税金資産合計	1,276百万円		繰延税金資産小計	8,314百万円
	(繰延税金負債)			評価性引当額	6,397百万円
	その他有価証券評価差額	12百万円		繰延税金資産合計	1,917百万円
	繰延税金資産の純額	1,264百万円		(繰延税金負債)	
				持分変動差額	238百万円
				繰延税金資産の純額	1,679百万円
2	法定実効税率と税効果会計適用後		2	法定実効税率と税効果会計適用後	
	担率との間に重要な差異があると	きの、当該差異		担率との間に重要な差異があると	きの、当該差異
	の原因となった主要な項目別の内	沢		の原因となった主要な項目別の内	沢
	法定実効税率	40.7%		法定実効税率	40.7%
	(調整)			(調整)	
	一時差異に係る評価性引当金の	D増減 8.6%		住民税均等割	1.3%
	子会社の繰越欠損金に係る 評価性引当金の増加	8.7%		一時差異に係る評価性引当金の 増減	2.2%
	その他 税効果会計適用後の法人税等の	0.5%		子会社の繰越欠損金に係る 評価性引当金の増加	301.4%
		40.3%		その他	0.7%
				税効果会計適用後の法人税等 <i>0</i> 負担率	265.0%

### (セグメント情報)

### 【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

(単位:百万円)

	ADSL・ISP事業	モバイル事業	計	消去又は全社	連結
売上高及び営業損益					
(1)外部顧客に対する売上高	60,353	-	60,353	-	60,353
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	60,353	-	60,353	-	60,353
営業費用	48,683	2,295	50,978	-	50,978
営業利益又は営業損失()	11,670	2,295	9,375	-	9,375
資産、減価償却費及び資本的支出					
資産	97,205	97,368	194,573	(398)	194,174
減価償却費	10,761	1	10,762	-	10,762
資本的支出	6,847	346	7,193	-	7,193

### (注) 1 事業区分の方法

事業はグループ各社のサービス内容、特性及び販売市場の類似性等を考慮して区分しております。

### 2 事業区分の内容

事業区分	主要サービス
ADSL・ISP事業	ADSL回線の卸売り(ホールセール)を中心とした高速インターネット接続サービス、AOLブランドによるISPサービス
モバイル事業	モバイル・ブロードバンド通信サービス

3 資産のうち消去又は全社の項目に含めたものは主にセグメント間の債権債務の相殺であります。

# 当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

(単位:百万円)

	ADSL・ISP事業	モバイル事業	計	消去又は全社	連結
売上高及び営業損益					
(1)外部顧客に対する売上高	55,730	520	56,250	-	56,250
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	254	-	254	(254)	-
計	55,984	520	56,504	(254)	56,250
営業費用	43,452	11,987	55,439	(238)	55,201
営業利益又は営業損失()	12,532	11,467	1,065	(16)	1,049
資産、減価償却費、減損損失及び資本的 支出					
資産	139,572	156,259	295,831	(57,994)	237,837
減価償却費	8,806	495	9,301	92	9,393
減損損失	134	-	134	-	134
資本的支出	7,870	30,825	38,695	-	38,695

### (注) 1 事業区分の方法

事業はグループ各社のサービス内容、特性及び販売市場の類似性等を考慮して区分しております。

### 2 事業区分の内容

事業区分	主要サービス
ADSL・ISP事業	ADSL回線の卸売り(ホールセール)を中心とした高速インターネット 接続サービス、AOLブランドによるISPサービス
モバイル事業	モバイル・ブロードバンド通信サービス

3 資産のうち消去又は全社の項目に含めたものは主にセグメント間の債権債務の相殺であります。

### 【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)及び当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

### 【海外売上高】

前連結会計年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)及び当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

海外売上高が連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

### 【関連当事者との取引】

前連結会計年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日) 該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) 該当事項はありません。

# (1株当たり情報)

項目	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額	24,281円66銭	21,386円61銭
1 株当たり当期純利益	3,661円19銭	631円82銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	3,089円10銭	306円25銭

### (注) 算定上の基礎

### 1 1株当たり純資産額

項目	前連結会計年度末 (平成18年 3 月31日)	当連結会計年度末 (平成19年 3 月31日)
連結貸借対照表上の純資産の部の 合計額		108,222百万円
普通株式に係る純資産額		31,133百万円
差額の主要な内訳 新株予約権 少数株主持分		2百万円 77,087百万円
普通株式の発行済株式数		1,455,745株
普通株式の自己株式数		- 株
1株当たり純資産額の算定に 用いられた普通株式の数		1,455,745株

### 2.1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益

項目	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
連結損益計算書上の当期純利益	5,020百万円	909百万円
普通株主に帰属しない金額		
普通株式に係る当期純利益	5,020百万円	909百万円
普通株式の期中平均株式数	1,371,117株	1,439,490株
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 の算定に用いられた当期純利益調整額 の主要な内訳		連結子会社イー・モバイル株式会社の発行する潜在株式(A種優先株式)の普通株式への転換による持分変動に伴う少数株主損失の減少
		400百万円
当期純利益調整額		400百万円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 の算定に用いられた普通株式増加数の	新株引受権 28,099株 新株予約権 (ストック・ 27,432株	新株引受権 4,169株 新株予約権 (ストック・ 15,700株
主要な内訳	オプション) 新株予約権付 社債 198,395株	オプション) 新株予約権付 社債 203,072株
普通株式増加数	253,926株	222,941株
希薄化効果を有しないため、潜在株式 調整後1株当たり当期純利益の算定に 含めなかった潜在株式の概要	新株予約権 (ストック・ 38,290株 オプション) イー・アクセス 株式会社第1回 企業価値向上 新株予約権	当社: 新株予約権 (ストック・ 79,290株 オプション) 第1回企業価値 向上新株予約権 イー・モバイル株式会社: 新株予約権 (ストック・ 118,553株 オプション)

#### (重要な後発事象)

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

#### 1 連結子会社の第三者割当増資

連結子会社イー・モバイル株式会社は、平成18年3月20日開催の取締役会決議に基づき第三者割当増資を 実施し、平成18年4月25日に払込が完了いたしました。当該第三者割当増資の内容は以下のとおりでありま す。

(ア)発行株式数 優先株式(議決権あり) 210,940株

(イ)発行価額1 株につき85,000円(ウ)発行価額の総額17,930百万円(エ)資本組入額1 株につき42,500円

(才)割当先 当社

米国ゴールドマン・サックス・グループ

その他

(カ)資金の使途 モバイル事業の事業資金に充当

(キ)増資後の当社持分比率 49.4%

上記の持分比率は、議決権を有する株主の株式数をもとに算定 したものであり、発行済みの優先株式がすべて普通株式に転換

されたと仮定すると、51.4%になります。

#### 2 連結子会社の第三者割当増資

連結子会社イー・モバイル株式会社は、平成18年4月26日開催の取締役会において、下記のとおり第三者割当増資を行うことを決議し、平成18年5月31日に払込が完了いたしました。当該第三者割当増資の内容は以下のとおりであります。

(ア)発行株式数 優先株式(議決権あり) 320,929株

(イ)発行価額1 株につき85,000円(ウ)発行価額の総額27,279百万円(エ)資本組入額1 株につき42,500円

(才)割当先 当社

Temasek Holdings

米国ゴールドマン・サックス・グループ

その他

(カ)資金の使途 モバイル事業の事業資金に充当

(キ)増資後の当社持分比率 43.5%

上記の持分比率は、議決権を有する株主の株式数をもとに算定 したものであり、発行済みの優先株式がすべて普通株式に転換

されたと仮定すると、46.2%になります。

#### 前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

#### 3 連結子会社の借入枠に係る担保提供

連結子会社イー・モバイル株式会社が、平成18年3月にモバイル事業で必要となる資金を確保するために取引銀行10行と設定した総額220,000百万円、借入期間最長7年の借入枠(コミットメントライン)に関し、平成18年5月31日にイー・モバイル株式会社の保有する主要資産及び当社保有の全てのイー・モバイル社株式について担保権が設定されております。担保提供期間及び平成18年5月31日現在の担保提供資産の帳簿価額は以下のとおりであります。

(ア)担保提供期間 当該コミットメントラインによる借入返済完了まで

(イ)担保提供資産 イー・モバイル株式会社の担保提供資産

預金 106,814百万円 有形固定資産 建物附属設備 33百万円 機械設備 4百万円 工具器具及び備品 15百万円 無形固定資産

ソフトウェア35百万円計106.901百万円

当社の担保提供資産

イー・モバイル社株式 56,300百万円

#### 当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

#### 1 子会社株式の売却及び重要な連結範囲の変更

当社は平成19年5月14日開催の取締役会において、連結子会社イー・モバイル株式会社株式の一部譲渡を 決議し、同日付で締結した株式の譲渡契約に基づき、平成19年5月31日に同社株式を売却しました。

(1) 株式売却の理由

イー・モバイルは平成19年3月31日にデータ通信サービスを開始し、企業価値が高まったことから、当社は、イー・モバイル株式の一部を売却することにより初期段階の投資収益を回収し、当社株主に還元を図るため譲渡することといたしました。

(2) 当該子会社の事業内容及び親会社との取引

主な事業の内容: モバイル・プロードバンド通信サービス 親会社との取引内容:親会社からのバックボーンサービスの購入

(3) 株式の売却先の概要

米国ゴールドマン・サックス・グループ

(4) 売却の時期

譲渡日: 平成19年5月31日

(5) 売却の内容

売却株数: 優先株式(議決権あり) 100,000株

売却金額: 12,000百万円 売却益: 約4,700百万円 売却後の議決権比率: 37.6%

(6) 重要な連結範囲の変更

上記株式の売却によりイー・モバイルは平成19年5月31日に連結子会社から持分法適用関連会社に異動しています。その結果、翌連結会計年度の連結損益計算書上、イー・モバイルの経営成績は平成19年4月1日から平成19年5月31日まで連結され、平成19年6月1日以降、持分法による投資損益により反映されます。

#### 当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

#### 2 当社におけるデバイス事業部門の設置

当社は平成19年5月14日開催の取締役会において、新規事業として「デバイス事業」を開始するにあたり、デバイス事業部門の設置を決議し、平成19年6月1日に同事業部門を設置し、持分法適用関連会社に異動したイー・モバイル株式会社より商品開発部門の移管を受け事業を開始いたしました。

### (1) デバイス事業の内容

デバイス事業は、モバイル、固定通信、WiMAX共通のアプリケーションプラットフォームやデバイスの 開発及び販売を行うものであります。

- (2) 事業開始の時期 平成19年6月1日
- (3) 当社の営業活動に対する影響

モバイル通信端末をイー・モバイルに販売するほか、他の通信事業者、ビジネスパートナー、メーカー、コンテンツ・アプリケーション事業者などとの取引を広げ、事業機会が新たに拡大することで、当社の今後の売上高や利益に貢献していくものと考えております。

#### 3 事業の種類別セグメントの変更

上記2のデバイス事業部門の設置及び移管に伴い、当社グループ事業のサービス内容、特性及び販売市場の類似性等に即したセグメント区分の見直しを行った結果、「モバイル事業」から商品開発部門を区分し、「デバイス事業」を新たなセグメントとして開示いたします。なお、従来「ADSL・ISP事業」としていたセグメントを「ネットワーク事業」と名称変更しております。

変更後の事業区分によった場合の、当連結会計年度の事業の種類別セグメント情報は、次のとおりです。

(単位:百万円)

					( ' '	<u> </u>
	ネットワーク 事業	デバイス 事業	モバイル 事業	計	消去又は 全社	連結
売上高及び営業損益						
(1)外部顧客に対する売上高	55,730	-	520	56,250	-	56,250
(2)セグメント間の内部 売上高又は振替高	254	4,141	-	4,395	(4,395)	-
計	55,984	4,141	520	60,645	(4,395)	56,250
営業費用	43,452	8,364	7,764	59,580	(4,379)	55,201
営業利益又は営業損失()	12,532	4,223	7,244	1,065	(16)	1,049
資産、減価償却費、減損損 失及び資本的支出						
資産	139,572	6,897	149,362	295,831	(57,994)	237,837
減価償却費	8,806	70	425	9,301	92	9,393
減損損失	134	-	-	134	-	134
資本的支出	7,870	968	29,857	38,695	-	38,695

#### (注) 1 事業区分の方法

事業はサービス内容、特性及び販売市場の類似性等を考慮して区分しております。

#### 2 事業区分の内容

事業区分	主要サービス
ネットワーク事業	高速インターネット接続サービス、ISPサービス、伝送サービス
デバイス事業	アプリケーションプラットフォーム及びデバイスの開発及び販売
モバイル事業	モバイル・ブロードバンド通信サービス

3 資産のうち消去又は全社の項目に含めたものは主にセグメント間の債権債務の相殺であります。

#### 【連結附属明細表】

### 【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
イー・アク セス(株)	第1回無担保普通社債	平成17年 3月24日	50,000	50,000	1.95	無担保	平成22年 3 月24日
イー・アク セス(株)	第2回無担保普通社債	平成17年 3月24日	10,000	10,000	2.75	無担保	平成24年 3月26日
イー・アク セス(株)	2011年満期ユーロ円建転換 社債型新株予約権付社債 (注)1	平成16年 6 月28日	23,000	23,000	0.00	無担保	平成23年 6月28日
合計			83,000	83,000			

(注) 1 転換社債型新株予約権付社債に関する記載は次のとおりです。本社債の繰上償還については、 「第4 提出会社の状況」の「1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載しており ます。

発行すべき株式の内容	イー・アクセス(株)普通株式
新株予約権の発行価額	無償
株式の発行価格	111,969円
発行価額の総額	23,000百万円
新株予約権の行使により発行した株式の発行価額の総額	百万円
新株予約権の付与割合	100%
新株予約権の行使請求期間 (注)1	平成16年7月12日から 平成23年6月14日まで
代用払込に関する事項	(注) 2

- (注1) 本社債の繰上償還による新株予約権の行使請求期間の変更については、「第4 提出 会社の状況」の「1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
- (注2) 本新株予約権を行使したときは、本社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行 使に際して払込をなすべき額の全額の払込とする請求があったものとみなします。
- 2 連結決算日後5年以内における1年ごとの償還予定額の総額

1 年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
百万円	百万円	50,000百万円	百万円	33,000百万円

#### 【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	3,200	2,590	1.59	
長期借入金(1年以内に返済予定 のものを除く)	3,890	1,300	1.45	平成 20 年 4 月 27 日 ~ 平成 20 年 9 月 30 日
その他の有利子負債				
割賦債務	28	247	3.83	
リース債務	3,247	1,325	4.35	
長期割賦債務	50	1,254	4.05	平成20年~平成25年
長期リース債務	1,519	183	4.21	平成20年~平成21年
計	11,935	6,899		

- (注) 1 平均利率については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
  - 2 長期借入金及びその他の有利子負債(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超~2年以内 (百万円)	2年超~3年以内 (百万円)	3年超~4年以内 (百万円)	4年超~5年以内 (百万円)
長期借入金	1,300			
その他有利子負債	437	240	250	261

### (2) 【その他】

該当事項はありません。

# 2 【財務諸表等】

# (1) 【財務諸表】

# 【貸借対照表】

		前 (平成 <sup>2</sup>	i事業年度 18年3月31日)			事業年度 19年 3 月31日)	
区分	注記番号	金額(百		構成比 (%)	金額(百万円)		構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
1 現金及び預金			67,978			51,013	
2 売掛金	3		5,452			7,570	
3 商品			40			100	
4 貯蔵品			0			0	
5 前払費用			282			396	
6 未収入金	3		1,125			790	
7 繰延税金資産			495			280	
8 その他			3			0	
貸倒引当金			7			1	
流動資産合計			75,367	52.9		60,147	43.1
固定資産							
1 有形固定資産							
(1) 建物		301			397		
減価償却累計額		68	233		111	286	
(2) 機械設備	1	38,416			38,797		
減価償却累計額		24,123	14,292		26,007	12,790	
(3) 端末設備		2,300			2,053		
減価償却累計額		2,220	79		2,019	34	
(4) 工具、器具及び備品		1,099			1,097		
減価償却累計額	7	495	605		631	466	
(5) 建設仮勘定			10			294	
有形固定資産合計			15,220	10.7		13,870	9.9
2 無形固定資産							
(1) 営業権			772				
(2) のれん						515	
(3) ソフトウェア			1,880			1,999	
(4) ソフトウェア仮勘定			19			407	
(5) 施設利用権			139			46	
(6) 電話加入権			1			1	
無形固定資産合計			2,810	2.0		2,967	2.1
3 投資その他の資産			0.000			0.700	
(1) 投資有価証券			2,336			2,726	
(2) 関係会社株式	2		45,300			57,545	
(3) 関係会社出資金			12			9	
(4) 長期前払費用 (5) 差 λ 保証全			64 628			29 640	
(5) 差入保証金			628				
(6) 繰延税金資産			769	24 5		1,639	44.0
投資その他の資産合計			49,108	34.5		62,588	44.8
固定資産合計			67,138	47.1		79,425	56.9
資産合計			142,505	100.0		139,572	100.0

		前事業年度 (平成18年3月31日)			当事業年度 以19年3月31日	)
区分	注記番号		百万円)	, 構成比 (%)	<u> </u>	, 構成比 (%)
(負債の部)				\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \		\
流動負債						
1 買掛金			758		1,503	
2 一年以内返済予定の	1		2 200		2, 500	
長期借入金	1		3,200		2,590	
3 未払金			1,921		1,083	
4 未払費用	3		3,429		5,191	
5 未払法人税等			3,917		2,421	
6 預り金			83		133	
7 リース債務			3,247		1,325	
8 割賦債務			28		26	
9 固定資産購入未払金			1,634		1,234	
10 未払消費税等			220		119	
11 役員賞与引当金			30		50	
12 新株引受権			5			
13 その他			12		0	
流動負債合計			18,484	13.0	15,675	11.2
固定負債						
1 社債			83,000		83,000	
2 長期借入金	1		3,890		1,300	
3 長期リース債務			1,519		183	
4 長期割賦債務			50		24	
5 金利スワップ債務					1,161	
6 長期未払金			46			
固定負債合計			88,504	62.1	85,668	61.4
負債合計			106,988	75.1	101,343	72.6
(資本の部)						
資本金	4		16,403	11.5		
資本剰余金						
1 資本準備金			5,049			
資本剰余金合計			5,049	3.5		
利益剰余金						
1 当期未処分利益			14,048			
利益剰余金合計			14,048	9.9		
その他有価証券評価差額金			17	0.0		
資本合計			35,517	24.9		
負債資本合計			142,505	100.0		

		前事業年度 (平成18年 3 月31日)				事業年度 19年 3 月31日)	
区分	注記 番号	金額(百	百万円)	構成比 (%)			構成比 (%)
(純資産の部)							
株主資本							
1 資本金						17,034	12.2
2 資本剰余金							
(1) 資本準備金					5,685		
資本剰余金合計						5,685	4.1
3 利益剰余金							
(1) その他利益剰余金							
繰越利益剰余金					16,868		
利益剰余金合計						16,868	12.1
株主資本合計						39,586	28.4
評価・換算差額等							
1 その他有価証券評価 差額金						670	
2 繰延ヘッジ損益						689	
評価・換算差額等合計				-		1,359	1.0
新株予約権						2	0.0
純資産合計						38,229	27.4
負債純資産合計						139,572	100.0
				1			

### 【損益計算書】

		前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)			(自 平	当事業年度 <sup>1</sup> 成18年4月1 <sup>1</sup> 成19年3月31	
区分	注記 番号		百万円)	百分比 (%)		百万円)	百分比 (%)
売上高 売上原価 売上総利益 販売費及び一般管理費			60,353 31,589 28,764	100.0 52.3 47.7		55,984 30,310 25,675	100.0 54.1 45.9
1 広告宣伝費 2 販売促進費 3 貸倒引当金繰入額		115 5,889 6			79 3,667		
4 貸倒損失 5 給料手当 6 役員賞与引当金繰入額 7 支払報酬 8 旅費交通費 9 支払賃借料 10 業人票		10 2,051 30 164 201 670 5,977			7 1,725 50 177 121 451 5,118		
11 求人費 12 事務消耗品費 13 消耗工具備品費 14 通信運搬費 15 減価償却費 16 無形固定資産償却額 17 研究開発費	1	67 23 132 276 298 967 486	47.070	00.0	13 11 54 206 182 739 69	40.440	00.5
18 その他 営業利益 営業外収益		516	17,876 10,888	29.6 18.0	475	13,143 12,532	23.5 22.4
1 受取利息 2 受取配当金 3 受取手数料 4 雑収入 営業外費用		1 4 5 14	24	0.0	56 69 9	135	0.2
1 支払利息 1 支払利息 2 支払手数料 3 新株発行費 4 株式交付費		1,435 57 9			1,211 55 9		
5 その他 経常利益 特別利益		23	1,524 9,388	2.5 15.6	13	1,289 11,378	2.3 20.3
1 固定資産売却益 2 投資有価証券売却益 3 貸倒引当金戻入益 特別損失	3	1	1	0.0	12 1	12	0.0
1 有形固定資産除却損 2 無形固定資産除却損 3 関係会社出資金評価損	2	11 13 16			24 22		
4 減損損失 税引前当期純利益 法人税、住民税及び事業	4	3,859	9,348	0.1 15.5	4,292	180 11,211	0.3 20.0
税 法人税等調整額 当期純利益 前期繰越利益		845	3,015 6,334 7,714	5.0 10.5	290	4,582 6,628	8.2 11.8
当期未処分利益			14,048				

売上原価明細書

		前事業年度 (自 平成17年4月 至 平成18年3月		当事業年度 (自 平成18年4月 至 平成19年3月	
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
材料・部品費		282	0.9	217	0.7
労務費		480	1.5	554	1.8
経費					
1 作業委託費		802	2.5	878	2.9
2 減価償却費及び 無形固定資産償却額		9,496	30.1	7,885	26.0
3 通信設備使用料		11,761	37.2	11,831	39.0
4 端末設備使用料		8,024	25.4	8,159	26.9
5 その他		744	2.4	786	2.6
売上原価		31,589	100.0	30,310	100.0

# 【利益処分計算書】

		前事 (平成18年	《年度 6月22日)	
区分	注記 番号			
当期未処分利益			14,048	
利益処分額				
1 配当金		1,849	1,849	
次期繰越利益			12,199	

<sup>(</sup>注) 日付は、株主総会承認日であります。

### 【株主資本等変動計算書】

# 当事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本						
		資本 剰余金	利益 剰余金				
	資本金	資本	その他利益 剰余金	株主資本 合計			
		準備金	繰越利益 剰余金				
平成18年3月31日残高(百万円)	16,403	5,049	14,048	35,500			
当事業年度中の変動額							
新株の発行	631	631		1,262			
新株引受権の行使		5		5			
剰余金の配当 (注)			1,849	1,849			
剰余金の配当			1,959	1,959			
当期純利益			6,628	6,628			
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額(純額)							
当事業年度中の変動額合計 (百万円)	631	636	2,820	4,087			
平成19年3月31日残高(百万円)	17,034	5,685	16,868	39,586			

	部	価・換算差額	等		新株予約権		
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	新株予約権	新株引受権	新株予約権 合計	純資産合計
平成18年3月31日残高(百万円)	17		17	2	5	7	35,524
当事業年度中の変動額							
新株の発行							1,262
新株引受権の行使							5
剰余金の配当(注)							1,849
剰余金の配当							1,959
当期純利益							6,628
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額(純額)	687	689	1,376		5	5	1,381
当事業年度中の変動額合計 (百万円)	687	689	1,376		5	5	2,706
平成19年3月31日残高(百万円)	670	689	1,359	2		2	38,229

<sup>(</sup>注)平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

### 重要な会計方針

	項目	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1	有価証券の評価基準及び 評価方法	(1) 子会社株式 移動平均法による原価法によ っております。	(1) 子会社株式 同左
		(2) その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく 時価法(評価差額は全部資本直入 法により処理し、売却原価は移 動平均法により算定)によってお ります。	(2) その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時 価法(評価差額は全部純資産直入 法により処理し、売却原価は移動 平均法により算定)によっており ます。
		時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。	時価のないもの 同左
		J (3) J & J ,	なお、投資事業有限責任組合 及びそれに類する組合への出資 (証券取引法第2条第2項によ り有価証券とみなされるもの) については、持分相当額を純額 で取り込む方法によっておりま す。
2	デリバティブの評価基準 及び評価方法	デリバティブ 時価法によっております。	デリバティブ 同左
3	たな卸資産の評価基準及 び評価方法	商品及び貯蔵品 移動平均法による原価法によって おります。	商品及び貯蔵品 同左
4	固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定 産 機械ではいっては、 ははないでありでありでありでありでありでありでありでありでありでありであります。 建物のではおいのでありますが、 は大きなでありますが、 は大きなでありますが、 は大きなでありますが、 は大きなでありますが、 は大きなでありますが、 は大きなでありますが、 は大きなでありますが、 は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	(1) 有形固定資産 同左

	<b>兰市张</b> 左帝	<b>以事</b> 类左连
項目	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	(2) 無形固定資産 (ソフトウェア) 自社利用のソフトウエアについては、社内における見込利用可能期間(3~5年)に基づく定額法によっております。 (営業権) 5年以内の定額法によっております。 (施設利用権) 契約期間(5年)に基づく定額法によっております。	(2) 無形固定資産 (ソフトウェア) 同左 (のれん) 同左 (施設利用権) 同左
5 繰延資産の処理方法	新株発行費 支出時に全額費用として処理して おります。	株式交付費 支出時に全額費用として処理して おります。
6 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 売上債権等の貸倒損失に備え るため、一般債権については貸 倒実績率により、貸倒懸念債権 等特定の債権については個別に 回収可能性を勘案し、回収不能 見込額を計上しております。	(1) 貸倒引当金 同左
	(2) 役員賞与引当金 当社の取締役に対する賞与の 支給に備えるため、支給見込額 を計上しております。なお、株 主総会で決議された報酬限度額 内において支給を予定している ものであります。	(2) 役員賞与引当金 当社の取締役に対する賞与の支 給に備えるため、支給見込額を計 上しております。
	(追加情報) 取締役に対する賞与は、当事業年度より初めて支給を予会計で理に関する賞与のの取扱い」(企計をでは、当事業のでは関する。とのでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	

項目	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
7 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転 すると認められるもの以外のファイ ナンス・リース取引については、通 常の売買取引に係る方法に準じた会 計処理によっております。	同左
8 ヘッジ会計の方法	へッジ会計の方法 金利スワックを満たしておりますので、 の処理の要件を採用しております。 のので、特例ので、 のので、 のッジ手段と へッジが手段り の金利が対対 (へっかいがあり、 社債 の金利変動リップ (へがないがあり、 社債 の金利変動リワジカをがあるでので、 ののでのでで、 ののでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでので	へッジ会計の方法 繰延へッジ処理を採用しております。なお、金利スワップについる場合には特例処理によっております。 へッジ手段とヘッジ対象 (ヘッジ手段) 同ッジ左 (ヘッジ対象) 同なが 同なが 同なが のの方針
	ヘッジ有効性の評価方法 特例処理の要件を満たしてい るため、有効性の評価を省略し ております。	ヘッジ有効性の評価方法 ヘッジ開始時から有効性判定 時点までの期間において、ッ ジ対象とヘッジ手段の相場変動 の累計を比較し、両者の変動額 等を基礎にし判断しよってい る金利スワップ取引にしてい は、有効性の評価を省略してお ります。
9 その他財務諸表作成のた めの基本となる重要な事 項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式 によっております。	消費税等の会計処理 同左

#### 会計処理の変更

	,
前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
固定資産の減損に係る会計基準 固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損 に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審 議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係 る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6 号 平成15年10月31日)が平成17年4月1日以降開始 する事業年度から適用されることになったことに伴 い、当事業年度から同会計基準及び同適用指針を適用 しております。これによる損益に与える影響はありま せん。	
	貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準 当事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に 関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月 9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会 計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会平成17年12 月9日企業会計基準適用指針第8号)を適用しておりま す。なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額 は38,916百万円であります。 財務諸表等規則の改正により、当事業年度における 財務諸表は、改正後の財務諸表等規則により作成して おります。
	ストック・オプション等に関する会計基準 当事業年度から「ストック・オプション等に関する 会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日) 及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適 用指針」(企業会計基準適用指針第11号 最終改正平成 18年5月31日)を適用しております。なお、当該会計基 準及び適用指針の適用による損益への影響はありませ ん。

# 表示方法の変更

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い 当事業年度より、「繰延資産の会計処理に関する当 面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年8月11日 実務対応報告第1号)を適用しております。 これに伴い、前事業年度において営業外費用の内訳 として表示していた「新株発行費」は、当事業年度よ り「株式交付費」として表示する方法に変更しており ます。
	前事業年度において無形固定資産の内訳として表示していた「営業権」は、当事業年度より「のれん」として表示する方法に変更しております。

### 注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成18年 3 月31日)	当事業年度 (平成19年 3 月31日)	
1 担保資産 長期借入金2,030百万円(長期借入金710百万円、一年以内返済予定の長期借入金1,320百万円) の担保資産に供しているものは、次のとおりであります。	1 担保資産 長期借入金710百万円(一年以内返済予定の長期 借入金710百万円)の担保資産に供しているもの は、次のとおりであります。	
機械設備 451百万円(帳簿価額) 計 451百万円(帳簿価額)	機械設備209百万円(帳簿価額)計209百万円(帳簿価額)	
なお、連結子会社イー・モバイル株式会社は、 平成18年3月にモバイル事業で必要となる資金を 確保するために取引銀行10行と総額220,000百万 円、借入期間最長7年の借入枠(コミットメント ライン)を設定いたしました。このコミットメン トラインに関し、当社の保有する全てのイー・モ バイル社株式について担保権設定の旨の合意がな されております。		
2	2 子会社イー・モバイル株式会社がモバイル事業で必要となる資金を確保するために取引銀行27行と設定した総額220,000百万円、借入期間最長7年の借入枠(コミットメントライン)に関し、当社保有の全てのイー・モバイル社株式について担保権が設定されております。担保提供期間及び当事業年度末現在の担保提供資産の帳簿価額は以下のとおりであります。	
	(担保提供期間) 当該コミットメントライン による借入返済完了まで	
	(担保提供資産) 関係会社株式 イー・モバイル社株式 57,499百万円	
3	3 関係会社に対する債権・債務 売掛金 219百万円 未収入金 323百万円 未払費用 52百万円	
4 授権株式数及び発行済株式総数 普通株式 5,459,760株	4	
授権株式数 5,459,760株		
普通株式 1,422,605株 発行済株式の総数 1,422,605株		
5 平成16年6月29日開催の定時株主総会において、 下記の欠損てん補を行っております。 資本準備金 11,938百万円 計 11,938百万円	5	

前事業年度 (平成18年 3 月31日)	当事業年度 (平成19年 3 月31日)	
6 配当制限 投資有価証券の時価評価により、純資産額が17 百万円増加しております。なお、当該金額は商法 施行規則第124条第3号の規定により、配当に充 当することが制限されております。	6	
7	7 減価償却累計額には、減損損失累計額を含めて 表示しております。	

# (損益計算書関係)

	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)		当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1	研究開発費の総額 一般管理費に含まれる研究開発費	486百万円	1 研究開発費の総額 一般管理費に含まれる研究開発費 69百万円
3 4	一般管理費に含まれる研究開発費 固定資産除却損 工具、器具及び備品 有形固定資産除却損合計 ソフトウエア 無形固定資産除却損合計 車両の売却益であります。	486百万円 11百万円 13百万円 13百万円	- 般管理費に含まれる研究開発費 69百万円  2 固定資産除却損
			おります。 当事業年度においてISP事業における提供サービスの一部見直しを行った結果、投資の回収が困難と 判断されたためサービス停止を決定した設備につい て帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額 を減損損失として特別損失に計上しております。な お、当資産の回収可能価額は、将来キャッシュ・フ ローがマイナスであり、また、売却可能性も低いた め、備忘価額としております。

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) 自己株式に関する事項 該当事項はありません。

(有価証券関係)

前事業年度(平成18年3月31日)及び当事業年度(平成19年3月31日) 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

## (税効果会計関係)

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)			当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		
1	繰延税金資産及び繰延税金負債の の内訳 (繰延税金資産) 未払事業税 リース資産償却費否認 減価償却費超過額 臨時償却費 棚卸資産評価損 未払費用否認 その他 繰延税金資産計 (繰延税金負債) その他有価証券評価差額金 繰延税金資産の純額	発生の主な原因別 301百万円 202百万円 486百万円 71百万円 24百万円 143百万円 48百万円 1,276百万円	1	繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳 (繰延税金資産) 未払事業税 未払費用否認 リース資産償却費否認 減価償却費超過額 臨時償却費 減損損失 その他有価証券評価差額金 金利スワップ債務 その他 繰延税金資産計 評価性引当額 繰延税金資産の純額	D発生の主な原因別 188百万円 41百万円 115百万円 381百万円 127百万円 54百万円 460百万円 473百万円 84百万円 1,923百万円 4百万円
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳法定実効税率 40.7% (調整) 40.7% (調整) 8.0% その他 0.5% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 32.2%		2	法定実効税率と税効果会計適用後率との間に重要な差異があるとき 因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用 担率との間の差異が法定実効税率 あるため注記を省略しております	での、当該差異の原 引後の法人税等の負 図の百分の五以下で	

## (1株当たり情報)

項目	前事業年度 当事業 (自 平成17年4月1日 (自 平成18年 至 平成18年3月31日) 至 平成19年	
1株当たり純資産額	24,966円02銭	26,259円87銭
1 株当たり当期純利益	4,619円42銭	4,604円66銭
潜在株式調整後1株当たり 純利益金額	3,903円17銭	3,987円15銭

### (注) 算定上の基礎

#### 1 1株当たり純資産額

項目	前事業年度末 (平成18年 3 月31日)	当事業年度末 (平成19年 3 月31日)
貸借対照表上の純資産の部の合計額		38,229百万円
普通株式に係る純資産額		38,228百万円
差額の主要な内訳 新株予約権		2百万円
普通株式の発行済株式数		1,455,745株
普通株式の自己株式数		- 株
1 株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数		1,455,745株

### 2 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益

項目	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
当期純利益	6,334百万円	6,628百万円	
普通株主に帰属しない金額			
普通株式に係る当期純利益	6,334百万円	6,628百万円	
普通株式の期中平均株式数	1,371,117株	1,439,490株	
潜在株式調整後1株当たり当期純利 益の算定に用いられた当期純利益調 整額の主要な内訳			
当期純利益調整額			
潜在株式調整後1株当たり当期純利 益の算定に用いられた普通株式増加 数の主要な内訳	新株引受権 28,099株 新株予約権(ストック・ オプション) 27,432株 新株予約権付社債 196,078株	新株引受権 4,169株 新株予約権(ストック・ オプション) 15,700株 新株予約権付社債 203,072株	
普通株式増加数	251,609株	222,941株	
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算 定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権 (ストック・オプション) 38,290株 イー・アクセス株式会社第1回 企業価値向上新株予約権 2,700,000株	新株予約権 (ストック・オプション) 79,290株 イー・アクセス株式会社第1回 企業価値向上新株予約権 2,700,000株	

#### (重要な後発事象)

前事業年度

(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

1 子会社の第三者割当増資の引受・払込

当社は、平成18年3月17日開催の取締役会の決議に基づき、子会社イー・モバイル株式会社の第三者割当増資の引受を行い、平成18年4月25日に払込を完了いたしました。当該第三者割当増資引受の内容は次のとおりであります。

(ア) 発行株式数 優先株式(議決権あり) 210,940株

(イ) 当社引受株式数 70,588株

(ウ)発行価額1 株につき85,000円(エ)資本組入額1 株につき42,500円(オ)発行価額の総額17,930百万円

(キ) 資金の使途 モバイル事業の事業資金に充当

6,000百万円

(ク) 増資後の当社持分比率 49.4%

上記の持分比率は、議決権を有する株主の株式数をもとに算定したものであり、発行済みの優先株式がすべて普通株式に転換されたと仮定すると、51.4%になります。

2 子会社の第三者割当増資の引受・払込

(カ) 当社引受総額

当社は、平成18年3月17日開催の取締役会の決議に基づき、子会社イー・モバイル株式会社の第三者割当増資の引受を行い、平成18年5月31日に払込を完了いたしました。当該第三者割当増資引受の内容は次のとおりであります。

(ア) 発行株式数 優先株式(議決権あり) 320,929株

(イ) 当社引受株式数 58,823株

(ウ)発行価額1 株につき85,000円(エ)資本組入額1 株につき42,500円(オ)発行価額の総額27,279百万円

(キ) 資金の使途 モバイル事業の事業資金に充当

5,000百万円

(ク) 増資後の当社持分比率 43.5%

上記の持分比率は、議決権を有する株主の株式数をもとに算定したものであり、発行済みの優先株式がすべて普通株式に転換されたと仮定すると、46.2%になります。

3 子会社の借入枠に係る担保提供

(力) 当社引受総額

子会社イー・モバイル株式会社が平成18年3月にモバイル事業で必要となる資金を確保するために取引銀行10行と設定した総額220,000百万円、借入期間最長7年の借入枠(コミットメントライン)に関し、平成18年5月31日に当社保有の全てのイー・モバイル社株式について担保権が設定されております。担保提供期間及び平成18年5月31日現在の担保提供資産の帳簿価額は以下のとおりであります。

(ア)担保提供期間 当該コミットメントラインによる借入返済完了まで (イ)担保提供資産 イー・モバイル社株式 56,300百万円

#### 当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

#### 1 子会社株式の売却

当社は平成19年5月14日開催の取締役会において、子会社イー・モバイル株式会社株式の一部譲渡を決議し、同日付で締結した株式の譲渡契約に基づき、平成19年5月31日に同社株式を売却しました。

#### (1) 株式売却の理由

イー・モバイルは平成19年3月31日にデータ通信サービスを開始し、企業価値が高まったことから、 当社は、イー・モバイル株式の一部を売却することにより初期段階の投資収益を回収し、当社株主に還 元を図るため譲渡することといたしました。

(2) 当該子会社の事業内容及び親会社との取引

主な事業の内容: モバイル・ブロードバンド通信サービス 当社との取引内容: 当社からのバックボーンサービスの購入

(3) 株式の売却先の概要

米国ゴールドマン・サックス・グループ

(4) 売却の時期

譲渡日: 平成19年5月31日

(5) 当該子会社株式売却の内容

売却株数: 優先株式(議決権あり) 100,000株

売却金額: 12,000百万円 売却益: 約3,500百万円 売却後の議決権比率: 37.6%

これに伴い同社は当社の関連会社となっております。

#### 2 デバイス事業部門の設置

当社は平成19年5月14日開催の取締役会において、新規事業として「デバイス事業」を開始するにあたり、デバイス事業部門の設置を決議し、平成19年6月1日に同事業部門を設置し、関連会社となったイー・モバイル株式会社より商品開発部門の移管を受け事業を開始いたしました。

#### (1) デバイス事業の内容

デバイス事業は、モバイル、固定通信、WiMAX共通のアプリケーションプラットフォームやデバイスの 開発及び販売を行うものであります。

- (2) 事業開始の時期 平成19年6月1日
- (3) 当社の営業活動に対する影響

モバイル通信端末をイー・モバイルに販売するほか、他の通信事業者、ビジネスパートナー、メーカー、コンテンツ・アプリケーション事業者などとの取引を広げ、事業機会が新たに拡大することで、当社の今後の売上高や利益に貢献していくものと考えております。

# 【附属明細表】

# 【有価証券明細表】

# 【株式】

銘柄		株式数(株)	貸借対照表計上額(百万円)	
		(株)アッカ・ネットワークス	12,957	2,229
投 資 有 価 証券	その他有価 証券	(株)みずほフィナンシャルグループ 第11回 11種 優先株式	200	200
		小計	13,157	2,429
計		13,157	2,429	

# 【その他】

銘柄		投資口数等 (口)	貸借対照表計上額(百万円)	
投資有価 その他有価 証券 証券		CV1投資事業有限責任組合	100	298
証券証券	小計	100	298	
計		100	298	

#### 【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	301	95		397	111	43	286
機械設備	38,416	6,043	5,662	38,797	26,007	7,546	12,790
端末設備	2,300	24	271	2,053	2,019	58	34
工具、器具及び備品	1,099	185	187	1,097	631	310	466
						(52)	
建設仮勘定	10	3,847	3,563	294			294
有形固定資産計	42,126	10,194	9,683	42,637	28,768	7,956	13,870
無形固定資産							
のれん	2,889			2,889	2,375	257	515
ソフトウェア	2,918	832	100	3,650	1,652	711	1,999
						(81)	
ソフトウェア仮勘定	19	783	394	407			407
施設利用権	462			462	416	92	46
電話加入権	1			1			1
無形固定資産計	6,289	1,615	494	7,410	4,442	1,061	2,967
長期前払費用	492	1	398	96	67	36	29

(注) 1 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

機械設備通信設備の増加6,043百万円ソフトウェア基幹システムの増強307百万円会計システムの増強218百万円

2 当期減少額のうち主なものは、次のとおりであります。 機械設備 償却済み通信設備の除却

建設仮勘定 平成18年12月のバックボーンサービスの開始に伴い、建設仮勘定から

本勘定へ振替えたものであります。

長期前払費用 償却済み資産の除却

3 「当期償却額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。又、「当期末減価償却累計額又は償却累計額」の欄には、減損損失累計額が含まれております。

4 「のれん」は前事業年度末まで「営業権」として表示しておりましたが、当事業年度より「のれん」として表示しております。

### 【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	7		6	1	1
役員賞与引当金	30	50	30		50

<sup>(</sup>注)貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、洗替えによる戻入額であります。

### (2) 【主な資産及び負債の内容】

資産の部

### イ 現金及び預金

	区分	金額(百万円)
現金		1
	普通預金	38,946
	郵便貯金	38
預金	別段預金	28
	定期預金	12,000
	計	51,012
	合計	51,013

# 口 売掛金

(イ)相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
KDDI株式会社	4,655
ニフティ株式会社	613
ソフトバンクテレコム株式会社	561
株式会社ドリーム・トレイン・インターネット	244
NECビッグローブ株式会社	200
その他	1,297
合計	7,570

#### (ロ)売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高 (百万円)	当期発生高 (百万円)	当期回収高 (百万円)	次期繰越高 (百万円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	(C) (A)+(B) × 100	(A)+(D) 2 (B) 365
5,452	58,780	56,649	7,570	88.2	40.4

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

### 八 商品

区分	金額(百万円)
DSLモデム	100
合計	100

### 二 貯蔵品

区分	金額(百万円)
販売促進物品	0
合計	0

# ホ 関係会社株式

銘柄	金額(百万円)	
(子会社株式)		
イー・モバイル株式会社	57,499	
株式会社カルティブ	46	
合計	57,545	

# 負債の部

# イ 買掛金

相手先	金額(百万円)
東日本電信電話株式会社	537
NECアクセステクニカ株式会社	331
西日本電信電話株式会社	325
住友電エネットワークス株式会社	94
KDDI株式会社	58
その他	159
合計	1,503

# 口 社債

銘柄	金額(百万円)
第1回無担保普通社債	50,000
第2回無担保普通社債	10,000
2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債	23,000
合計	83,000

## (3) 【その他】

該当事項はありません。

# 第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	1 株券 10株券 100株券
剰余金の配当の基準日	3月31日、9月30日
1 単元の株式数	
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	無料
株券喪失登録	
株券喪失登録申請料	1件につき 10,500円(消費税込)
株券登録料	1枚につき 525円(消費税込)
単元未満株式の買取り	
取扱場所	
株主名簿管理人	
取次所	
買取手数料	
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。なお、電子公告は当社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 http://www.eaccess.net/
株主に対する特典	平成19年3月31日現在の株主に対し、グループ会社のイー・モバイルのモバイルブロードバンド通信端末「EM・ONE(エム・ワン)」、データカード「D01NE」及びデータカード「D01NX」を別表に記載する株主優待キャンペーン特別価格にて提供。

#### 別表:

機種及び適用プラン		初期費用 (オンラインスト ア価格)	特別値引	キャンペーン 特別価格	月額基本使用料	お申込期間
EM • ONE	にねん	39,800円	20,000円	19,800円	5,980円	平成19年
D01NE	ベーシック 年とく割	28,980円	20,000円	8,980円	4,980円	7月16日より 平成19年
DO1NX	ベーシック 年とく割	28,980円	20,000円	8,980円	4,980円	8月15日まで

(価格はすべて消費税込み)

# 第7 【提出会社の参考情報】

#### 1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

### 2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1)	有価証券報告書 及びその添付書類	(第7期)	自 至	平成17年 4 月 1 日 平成18年 3 月31日	平成18年 6 月26日 関東財務局長に提出。
(2)	訂正発行登録書				平成18年 6 月26日 関東財務局長に提出。
(3)	有価証券報告書の 訂正報告書	(第6期)	自 至	平成16年4月1日 平成17年3月31日	平成18年10月30日 関東財務局長に提出。
(4)	半期報告書の 訂正報告書	(第7期中)	自 至	平成17年4月1日 平成17年9月30日	平成18年10月30日 関東財務局長に提出。
(5)	有価証券報告書の 訂正報告書	(第7期)	自 至	平成17年4月1日 平成18年3月31日	平成18年10月30日 関東財務局長に提出。
(6)	訂正発行登録書				平成18年10月30日 関東財務局長に提出。
(7)	半期報告書	(第8期中)	自 至	平成18年4月1日 平成18年9月30日	平成18年12月15日 関東財務局長に提出。
(8)	訂正発行登録書				平成18年12月15日 関東財務局長に提出。
(9)	臨時報告書	企業内容等の開示に関する 4号(主要株主の異動)に ます。			平成19年1月26日 関東財務局長に提出。
(10)	訂正発行登録書				平成19年1月26日 関東財務局長に提出。
(11)	半期報告書の 訂正報告書	(第6期中)	自 至	平成16年4月1日 平成16年9月30日	平成19年3月29日 関東財務局長に提出。
(12)	有価証券報告書の 訂正報告書	(第6期)	自 至	平成16年 4 月 1 日 平成17年 3 月31日	平成19年3月29日 関東財務局長に提出。
(13)	半期報告書の 訂正報告書	(第7期中)	自 至	平成17年4月1日 平成17年9月30日	平成19年3月29日 関東財務局長に提出。
(14)	有価証券報告書の 訂正報告書	(第7期)	自 至	平成17年4月1日 平成18年3月31日	平成19年3月29日 関東財務局長に提出。
(15)	半期報告書の 訂正報告書	(第8期中)	自 至	平成18年4月1日 平成18年9月30日	平成19年3月29日 関東財務局長に提出。
(16)	臨時報告書	企業内容等の開示に関する 9号(代表取締役の異動) ります。			平成19年6月1日 関東財務局長に提出。
(17)	臨時報告書	企業内容等の開示に関する 3号(特定子会社の異動) 政状態及び経営成績に重要 基づく臨時報告書でありま	、第 要な景	第12号及び第19号(財	平成19年6月1日 関東財務局長に提出。

# 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

平成18年6月23日

イー・アクセス株式会社 取締役会 御中

#### あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 大 西 健 太 郎 卿 業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているイー・アクセス株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イー・アクセス株式会社及び連結子会社の平成18年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 追記情報

- 1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社の連結子会社であるイー・モバイル株式会社は、平成18年3月20日開催の取締役会の決議に基づき、平成18年4月25日に第三者割当増資の払込が完了している
- 2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社の連結子会社であるイー・モバイル株式会社は、平成18年4月26日開催の取締役会において、第三者割当増資を行うことを決議し、平成18年5月31日に 払込が完了している。
- 3. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社及び会社の連結子会社であるイー・モバイル株式会社は、イー・モバイル株式会社が設定した借入枠に関し、平成18年5月31日に会社所有の同社株式及び同社保有の主要資産をそれぞれ担保に供している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

平成19年6月27日

イー・アクセス株式会社 取締役会 御中

#### あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 大 西 健 太 郎 卿 業務執行社員

指定社員 公認会計士 大 津 修 二 卿 業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているイー・アクセス株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イー・アクセス株式会社及び連結子会社の平成19年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 追記情報

- 1. 会計処理の変更に記載されているとおり、会社は当連結会計年度より貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準が適用されることとなるため、この会計基準により連結財務諸表を作成している。
- 2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成19年5月31日に連結子会社イー・モバイル株式会社の株式を一部売却した。これに伴い同社は持分法適用関連会社に異動している。
- 3. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成19年6月1日にデバイス事業部門を設置している。
- 4. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は事業の種類別セグメントについて事業区分を変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

平成18年6月23日

イー・アクセス株式会社 取締役会 御中

#### あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 大 西 健 太 郎 卿 業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているイー・アクセス株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イー・アクセス株式会社の平成18年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 追記情報

- 1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成18年3月17日開催の取締役会の決議に基づき、 平成18年4月25日及び平成18年5月31日に子会社であるイー・モバイル株式会社の第三者割当増資引 受に係る払込を完了している。
- 2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、子会社であるイー・モバイル株式会社が設定し た借入枠に関し、平成18年5月31日に会社所有の同社株式を担保に供している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

平成19年6月27日

イー・アクセス株式会社 取締役会 御中

#### あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 大 西 健 太 郎 卿 業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているイー・アクセス株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イー・アクセス株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 追記情報

- 1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成19年5月31日に子会社イー・モバイル株式会社の株式を一部売却した。
- 2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成19年6月1日にデバイス事業部門を設置して いる。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。